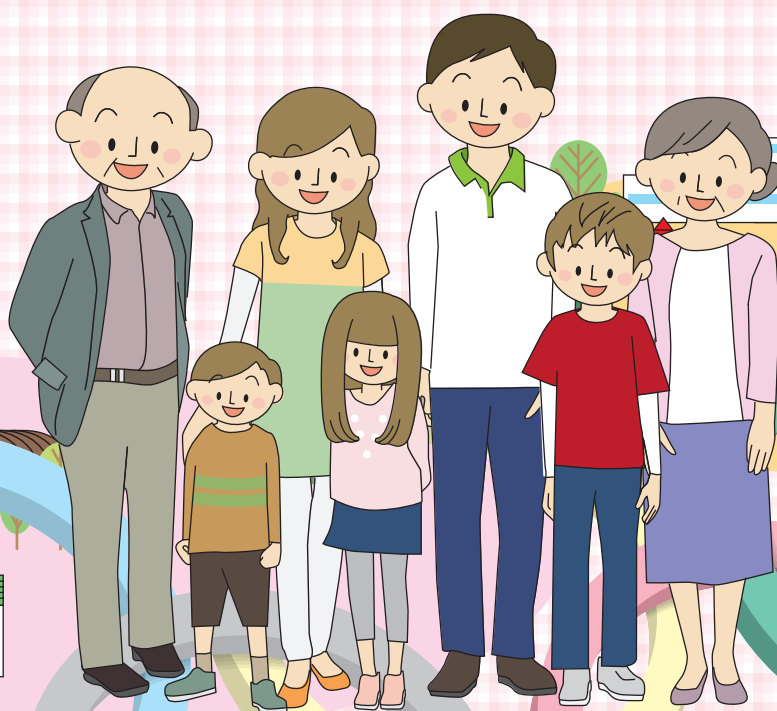


七宗町
社会福祉協議会
地域福祉
活動計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

社会福祉法人
七宗町社会福祉協議会

はじめに

地域福祉活動計画の策定にあたって

近年、超少子高齢化の急速な進展と近隣との関係や地域社会との関わりが希薄化する中で、地域福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、地域における福祉課題は多様化の一途をたどっております。

社会福祉協議会においても、住民参加型の福祉活動を基軸に、住民をはじめ、多くの関係各位の参加・協力のもと地域福祉の推進に取り組んでおりますが、住民個々の意識や価値観、意思、情報量や内容の違い等、多様性を受け入れながら住民の参画や個人・団体同士の連携・協働を進め、成果を上げていくためには、相応の時間や



手順が必要となります。本計画を策定することは、着実に地域福祉を推進するための一つの手段として位置づけられ、町が策定する地域福祉計画との整合性を保ちながら、互いに補完し合える内容の活動計画とする必要があります。

本計画の策定にあたっては、住民の皆様や福祉関係機関・団体等多くの方々のご協力をいただきながら、課題の把握や集約、解決策や計画案の検討等を進めてまいりました。

そして、基本目標である『町民の一人ひとりが自立し、みんなで築く安心して暮らせる福祉のまち「七宗」』の実現に向けて、地域福祉を推進してまいります。

子どもからお年寄りまで、障がいの有無にかかわらず「互いに助け合うところ」を大切にした取組を展開し、住民の皆様をはじめ、福祉関係機関・団体の方々と手を携えながら、職員一丸となって地域の「福祉力」を一層高めてまいり所存です。

住民の皆様には、今後もより一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 七宗町社会福祉協議会
会長 戸谷元男

3 社会福祉協議会の基盤強化	64
第5章 計画の進行管理	69
1 計画の普及・啓発	69
2 進行管理	69
資料編	73
1 七宗町社会福祉協議会の概要	73



第1章

**地域福祉活動計画の策定
にあたって**

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 求められる新しい支え合いのまちづくり

近年、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化、家族構成の変化、相互扶助意識の希薄化等により、地域で支え合う力が弱まりつつあります。さらに、社会を取り巻く環境の変化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの夫婦世帯、障がいのある人、子育てに悩む家庭が増加する等、地域で暮らす人々が抱えるさまざまな課題や福祉に対するニーズも複雑、多様化しています。

このような状況下において、だれもが地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の福祉意識を高め、地域福祉活動を通して新しい支え合いのまちづくりを進めることが求められています。七宗町においては、ボランティアやNPO法人等の活動が行われ、福祉をはじめさまざまな地域活動を通じた新たなつながりが現れてきています。

特に、小地域のネットワークによる地域福祉活動は、支援活動以上に、地域社会のつながりを築く住民の役割として重要視されてきています。地域福祉に関する住民意識調査においても、多くの人たちがボランティア活動への参加意向を示しているように、福祉意識は徐々に高まってきており、自分の居場所・存在意義を感じられる場所としても地域福祉活動の存在は大きくなってきています。

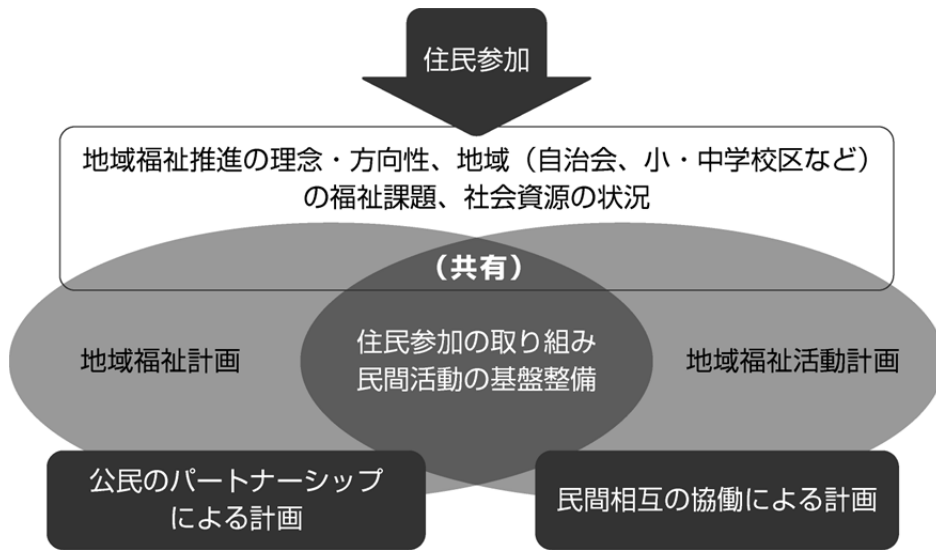
七宗町においては、地域の一人ひとりが抱えている悩みや課題を地域全体の課題として捉え、だれもが安心して暮らせる福祉のまちを実現するため、地域福祉推進の仕組みづくりを示した「七宗町地域福祉計画」を令和2年度に策定します。

七宗町社会福祉協議会（以下、「町社協」という）においても、七宗町の策定する地域福祉計画との整合性をはかりながら、具体的な実施計画として地域での取組をまとめた「七宗町社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

(2) 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられています。町社協では、「住民がお互いに助け合い、安心・安全なまちづくりを念頭に各事業を推進しつつ、地域福祉の実現を目指す」を基本目標として、ボランティアの育成、各種地域福祉活動の実施、相談事業の充実等をはかってきました。しかし、介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革により、福祉の枠組みが大きく変わり、地域福祉は制度や行政主導ではなく、地域住民が自主的に取り組むことこそ重要であるという考え方に変わってきています。つまり、「地域の課題解決はみんなの力（地域力）を合わせて進めていくことが求められ、課題把握や解決方法の企画立案、社会資源の組織化等の活動を計画的・体系的に行っていく」必要性から、社協による地域福祉活動計画の策定を行うものです。

図表 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



資料：市町村社協地域福祉活動推進計画より一部抜粋

2 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

町社協は、「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり」をめざして、地域の方々や福祉・保健等の関係者、行政機関と連携を取りながら地域福祉を推進しています。高齢者や障がい者等の在宅生活を支援するための介護事業サービスや配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスを行うほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」等を実施しています。また、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

3 地域共生社会とは

既存のさまざまな福祉制度や分野ごとの福祉施策では解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まり等課題が顕在化してきています。

これらの地域課題に対して、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域とともに築く「地域共生社会」の実現をめざしていきます。

4 計画の期間と位置づけ

「地域福祉計画」は、地域福祉の推進計画として位置づけられており、下記のとおり3つの事項を盛り込むことが法律に規定されているほか、国の通知に基づき、災害時等を想定し、要援護者の支援方を盛り込んでいます。

また、総合計画の生活関連の施策について、地域福祉の視点から具体化をはかるための指針となるとともに、関連する計画、住民の活動と行政サービス、民間の福祉サービスの協働による取組を推進するための計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画の推進の一翼を担う計画として、社会福祉協議会が中心となり、地域福祉に関わる活動・行動を計画化したものです。

※社会福祉法に基づき地域福祉計画に定める3つの事項

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※国の通知に基づき地域福祉計画に定める事

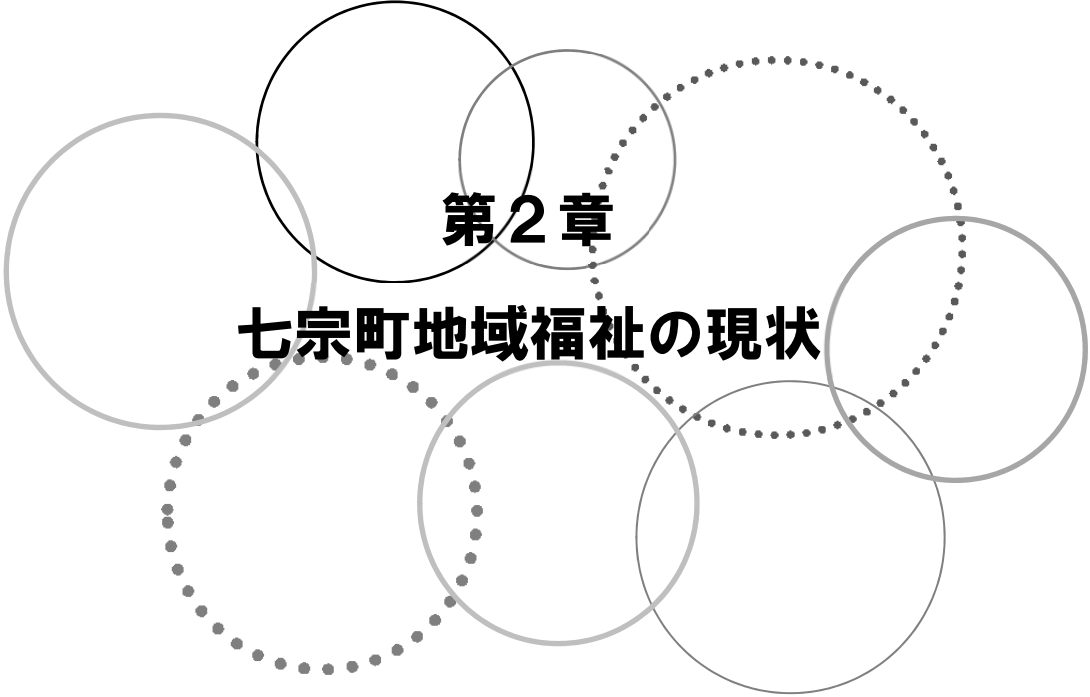
- ・ 災害時等を想定した要援護者（ひとり暮らしの高齢者や障害を有する方等）の支援方策

本計画は、令和2年度から6年度までの5か年の計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直し、他の計画との整合をはかります。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
前回・地域福祉活動計画					今期・地域福祉活動計画				

5 パブリックコメントの実施

本計画の素案を七宗町役場のホームページにて公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles of varying shades of gray and black. Some circles are solid, while others are dotted. The circles are arranged in a cluster, with some overlapping each other. The text is centered within this cluster.

第2章

七宗町地域福祉の現状

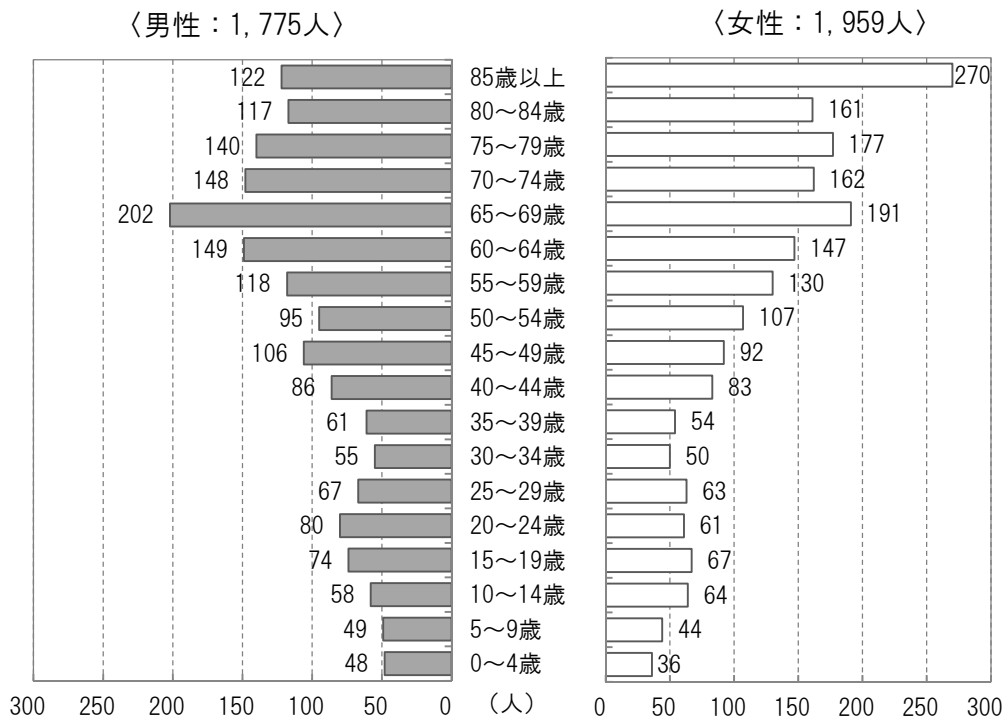
第2章 七宗町地域福祉の現状

1 地域福祉の現状

(1) 人口構造

令和元年9月30日現在の本町の総人口は、3,734人となっています。男性は65～69歳の人口が、女性は85歳以上の人口が最も多くなっています。一方で、0～14歳の年少人口の割合が少なくなっていることから、少子高齢化への対策を早急に進めていく必要があります。

図 性別・年齢別人口



資料：住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

表 年齢3区分人口と総人口に占める比率の推移

項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人口	4,152人	4,066人	3,942人	3,840人	3,734人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口 (0～14 歳)	350人	342人	318人	310人	299人
	8.4%	8.4%	8.1%	8.1%	8.0%
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,108人	2,019人	1,917人	1,835人	1,745人
	50.8%	49.7%	48.6%	47.8%	46.7%
高齢者人口 (65 歳以上)	1,694人	1,705人	1,707人	1,695人	1,690人
	40.8%	41.9%	43.3%	44.1%	45.3%

資料:「住民基本台帳」及び「外国人登録」(各年 10 月 1 日現在)

本町の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は年々増加しており、令和元年では45.3%となっています。

これは、岐阜県平均（27.2%）、全国平均（25.9%）より20ポイント近く高くなっています。

表 高齢化率の推移

項目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
七宗町	29.5%	32.5%	36.5%	38.5%	45.3%
岐阜県	18.2%	21.0%	24.1%	26.2%	27.2%
全 国	17.3%	20.1%	23.0%	25.1%	25.9%

資料:平成7～27年「国勢調査」、及び各年10月1日現在
(令和元年の岐阜県及び全国は、「人口動態統計」(10月1日現在)より)

地区別の高齢化率をみると、上麻生で48.8%と最も高く、次いで、川並で44.4%、神測で43.5%、中麻生で43.1%となっています。

表 地区別高齢者

地区	総人口	高齢者人口	高齢化率
神測	1,680人	732人	43.6%
上麻生	1,203人	587人	48.8%
川並	410人	182人	44.4%
中麻生	441人	190人	43.1%
計	3,734人	1,691人	45.3%

資料:住民基本台帳人口 令和元年10月1日現在

地区別人口、世帯数はいずれも年々減少傾向にあります。

表 地区別人口、世帯数の推移

地区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
神測	人口	1,901人	1,835人	1,781人	1,736人	1,680人
	世帯数	643世帯	633世帯	633世帯	630世帯	621世帯
上麻生	人口	1,336人	1,325人	1,279人	1,228人	1,203人
	世帯数	502世帯	499世帯	489世帯	480世帯	486世帯
川並	人口	439人	435人	414人	407人	410人
	世帯数	163世帯	166世帯	159世帯	161世帯	165世帯
中麻生	人口	476人	471人	468人	469人	441人
	世帯数	168世帯	168世帯	169世帯	178世帯	170世帯
計	人口	4,152人	4,066人	3,942人	3,840人	3,734人
	世帯数	1,476世帯	1,466世帯	1,450世帯	1,449世帯	1,442世帯

資料:住民基本台帳人口 各年10月1日現在

(2) 要介護認定者の状況

令和元年10月の要介護認定者数は364人で、認定率（第1号被保険者数に対する割合）は21.5%となっています。平成27年10月と比べると、やや増加しているものの、過去5年をみると減少している年もあるため、大きな変化はありません。

表 要介護度別認定者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
要支援1	67人	57人	45人	45人	53人
要支援2	49人	50人	61人	58人	50人
要介護1	53人	60人	56人	67人	67人
要介護2	63人	72人	72人	60人	58人
要介護3	41人	41人	44人	40人	55人
要介護4	50人	47人	56人	55人	50人
要介護5	33人	30人	33人	38人	31人
計	356人	357人	367人	363人	364人
認定率	21.0%	20.9%	21.5%	21.4%	21.5%

資料：七宗町役場住民課 各年10月1日現在

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数等の推移をみると、総人口に対する手帳所持者の割合は平成27年以降横ばいに推移しています。

表 障害者手帳所持者等の推移

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
総人口		4,192人	4,096人	3,988人	3,880人	3,758人	
手帳種別	身体障害者手帳所持者	人数	263人	261人	240人	231人	228人
		総人口対比	6.3%	6.4%	6.0%	6.0%	6.1%
	療育手帳所持者	人数	45人	46人	47人	45人	44人
		総人口対比	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	人数	34人	32人	35人	42人	41人
		総人口対比	0.8%	0.8%	0.9%	1.1%	1.1%
合計		人数	342人	339人	322人	318人	313人
		総人口対比	8.2%	8.3%	8.1%	8.2%	8.3%

資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(4) 子どもの状況

児童、生徒数の推移をみると、減少傾向にあります。

表 児童、生徒数の推移

区 分		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
保育園	七宗第一保育園	40人	35人	32人	29人	34人
	七宗第二保育園	32人	32人	27人	26人	30人
	小計	72人	67人	59人	55人	64人
小学校	上麻生小学校	82人	79人	80人	68人	68人
	神淵小学校	73人	62人	65人	67人	58人
	小計	155人	141人	145人	135人	126人
中学校	上麻生中学校	51人	46人	45人	50人	39人
	神淵中学校	38人	42人	37人	35人	37人
	小計	89人	88人	82人	85人	76人
計		316人	296人	286人	275人	266人

資料：七宗町役場教育委員会 各年10月1日現在

(5) 外国人の状況

外国人登録者数の推移をみると、登録者全体では平成27年度と比べ増加しています。

表 外国人登録者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ブラジル	0人	0人	0人	0人	0人
中国	9人	8人	8人	11人	12人
フィリピン	8人	8人	7人	5人	5人
その他	7人	10人	9人	18人	15人
計	24人	26人	24人	34人	32人

資料：七宗町役場住民課 各年10月1日現在

(6) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭等世帯数、父子家庭世帯数ともに横ばい傾向となっています。

表 ひとり親家庭数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
母子家庭等※ 世帯数	世帯	24 世帯	24 世帯	24 世帯	22 世帯	24 世帯
	子ども 人数	36 人	42 人	38 人	33 人	32 人
父子家庭 世帯数	世帯	12 世帯	9 世帯	8 世帯	8 世帯	9 世帯
	子ども 人数	15 人	11 人	10 人	8 人	9 人

※母子家庭等には両親ともいない家庭を含みます。

資料:七宗町役場住民課 各年 10 月1日現在

(7) 経済的支援対象者の状況

経済的支援対象者数の推移をみると、横ばいとなっています。

表 経済的支援対象者の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
生活保護 世帯	世帯	4 世帯	4 世帯	4 世帯	4 世帯	5 世帯
	子ども 人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
生活福祉 資金被貸 付世帯	世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯	0 世帯
	子ども 人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

資料:七宗町役場住民課・社会福祉協議会各年 10 月1日現在

(8) 地域福祉推進者の状況

地域福祉推進者の推移をみると、ボランティア団体（町社協登録）は平成27年と比べ増加しています。

表 地域福祉推進者の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
ボランティア個人 （町社協登録）	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
ボランティア団体 （町社協登録）	10 団体	11 団体	12 団体	14 団体	14 団体
民生委員児童委員	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
主任児童委員	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
NPO法人数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

資料：七宗町役場住民課・社会福祉協議会 各年 10 月1日現在

表 地区別民生委員児童委員数

	神湊	上麻生	計
委員数	8 人	8 人	16 人

資料：七宗町役場住民課 令和元年 10 月1日現在

(9) 福寿会の状況

福寿会は令和元年で、12団体、会員数499人となっています。

表 地区別の状況

	神湊	上麻生	計
団体数	6 団体	6 団体	12 団体
会員数	210 人	289 人	499 人

資料：七宗町役場住民課 令和元年 10 月1日現在

2 住民意識調査結果

2-1 調査概要

表 七宗町地域福祉に関するアンケート調査

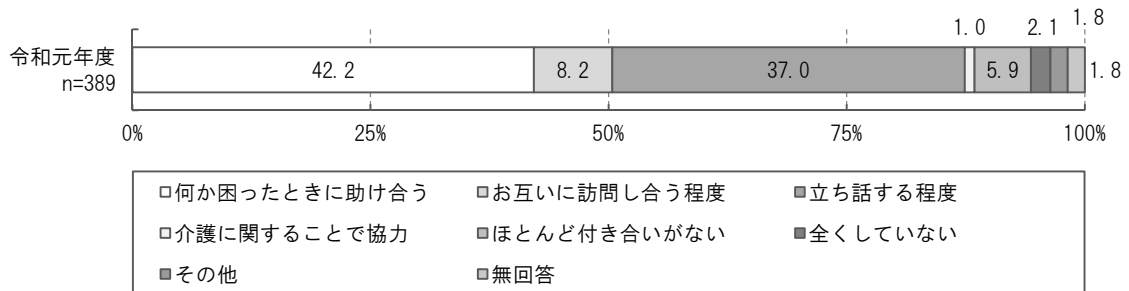
調査対象者	20歳以上の町民
標本数	800人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
回収数	389件
回収率	48.6%
調査時期	令和元年8月9日～8月30日

2-2 調査結果概要

(1) 地域との関わり合いについて

ご近所の人たちとの付き合いの程度をみると、「何か困ったときに助け合う」(42.2%)が最も高く、次いで「立ち話する程度」(37.0%)となっています。一方「ほとんど付き合いがない」と回答した方は5.9%となっています。

図 隣近所の人とお付き合いの程度



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

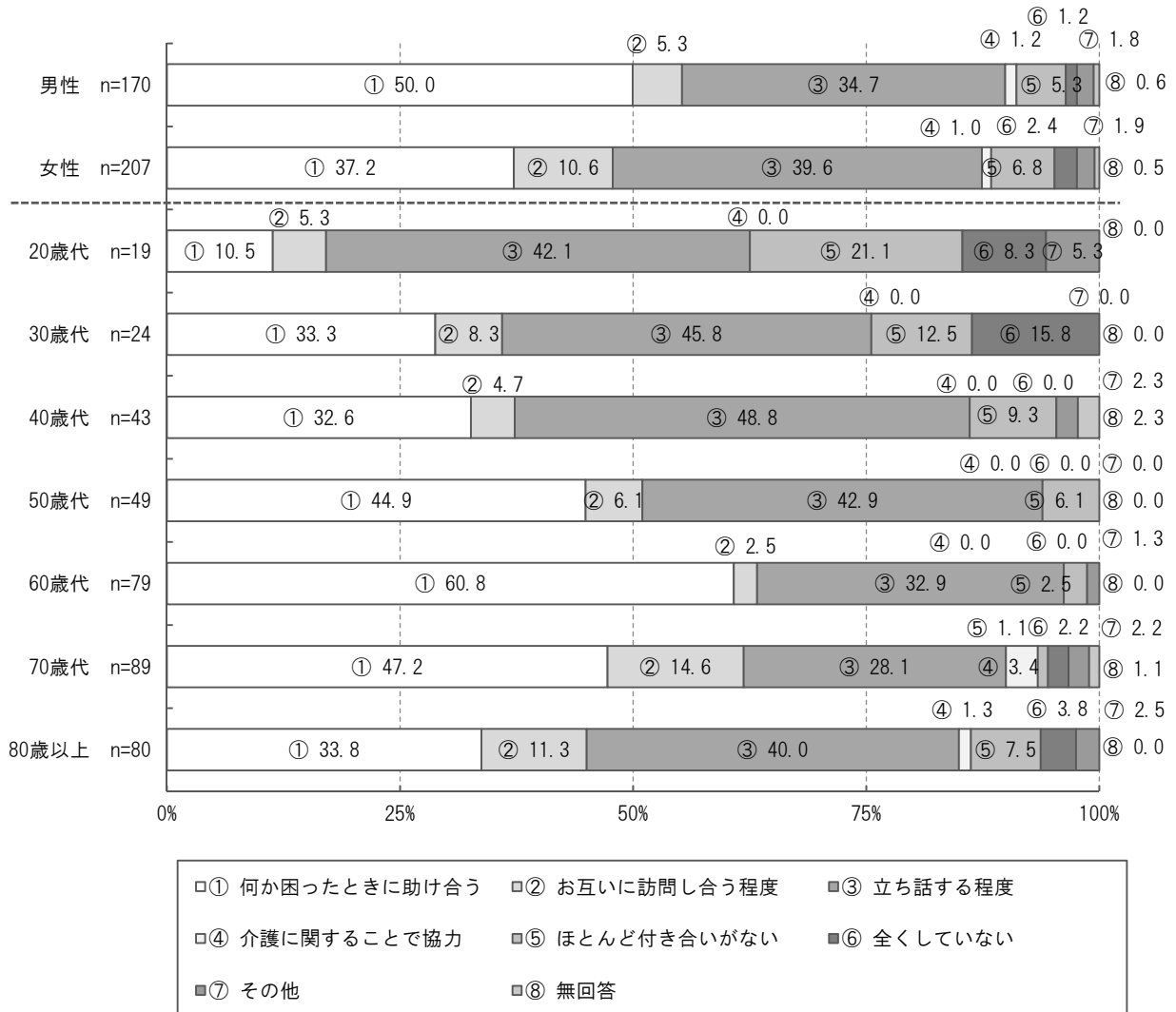
課題

ご近所とお付き合いについては、「ほとんど付き合いがない」「全くしてない」は1割弱と少ないものの、あいさつ等の声かけ等を通して、お互いに助け合える関係を築いていくことが大切です。

第2章 七宗町地域福祉の現状

ご近所の人たちとの付き合いの程度を男女別、年齢別にみると、女性より男性のほうが「何か困ったときに助け合う」割合が高くなっています。年齢別では、年齢が高くなるにつれて「何か困ったときに助け合う」割合が高くなる傾向があります。一方で「ほとんど付き合いがない」「全くしていない」の割合は20歳代、30歳代で割合が高くなっています。

図 隣近所の人とお付き合いの程度(男女・年齢別)

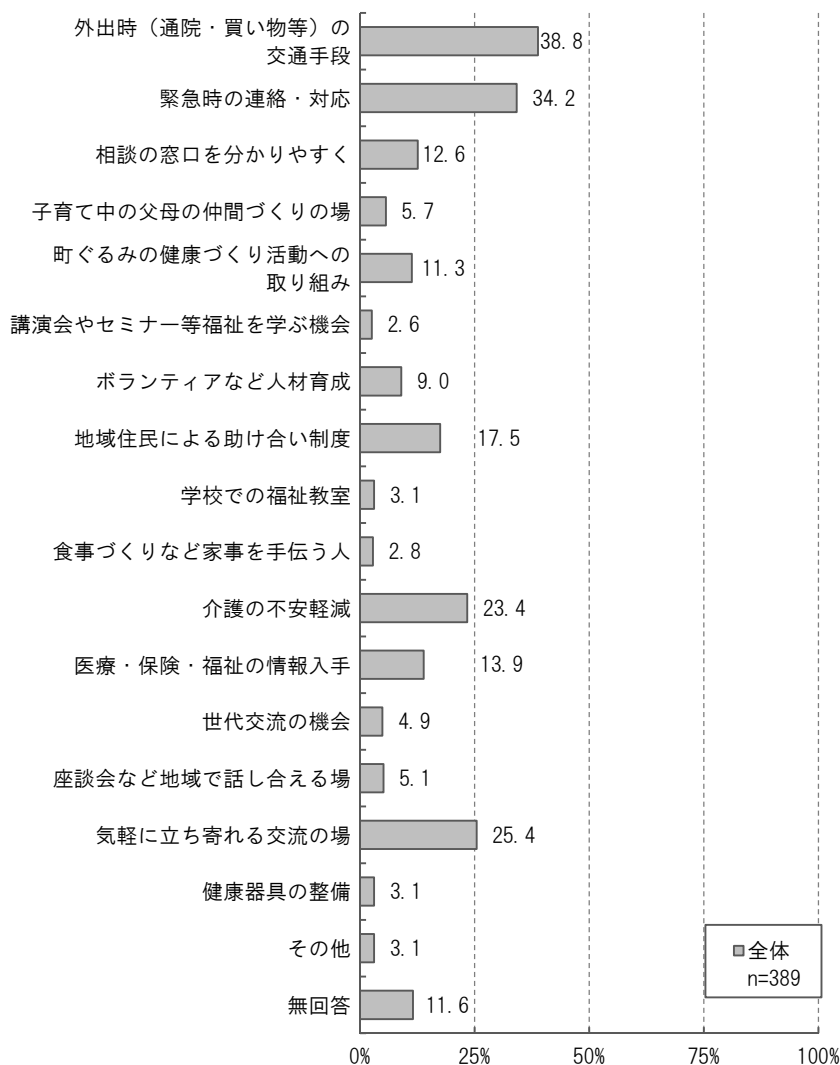


資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

(2) 地域福祉への関わり

福祉のまちづくりのために町に取り組んでほしいことをみると、「外出時(通院・買い物等)の交通手段」(38.8%)が最も高く、次いで「緊急時の連絡・対応」(34.2%)、「気軽に立ち寄れる交流の場」(25.4%)、「介護の不安軽減」(23.4%)となっています。

図 福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこと(複数回答)



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

課題

福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこととして「外出時の交通手段」が挙がっています。昨今、高齢ドライバーによる交通事故が多発する中で、高齢者の運転免許返納について言及されていますが、交通手段がなければ買い物や通院等に支障をきたし、外出機会が減ることで新たな問題も生じてきます。交通弱者に対する取組が急務となります。

第2章 七宗町地域福祉の現状

今後やってみたいと思う地域活動についてみると、20代、30代では「地域を元気にする支援」「子育てを支援」が多く、50代から70代では「高齢者を支援」「災害時の支援」「周辺環境の整備」が多くなっています。「高齢者を支援」については、20代でも多くなっています。

表 やってみたいと思う地域活動(複数回答)

【単位:%】

区分	回答者数(人)	地域を元気にする支援(世代を超えた祭り、地域文化継承など)	子育てを支援(交流会や乳児診断、子どもの一時預かりなど)	高齢者を支援(身の回りの手助け、話し相手・見守り・声かけなど)	障がい者を支援(手話、点字、要約筆記、外出付き添いなど)	子どもの健全育成(スポーツの指導、子ども会など)	住みやすい地域にする支援(自治会でのサロン活動、見守りなど)	農作業 スポーツ、パソコン、陶芸など)	特技や趣味を活かした交流(手芸、料理)	周辺環境の整備(道路・公園の清掃、リサイクルなど)	地域の安全を守る活動(防犯パトロール、子どもの見守りなど)	災害時の支援(避難支援、復旧支援、災害時要援護者の安否確認など)	特になし	その他	やりたいと思わない	無回答
		全体	389	17.5	5.1	20.6	3.3	5.1	17.2	15.2	17.5	11.8	17.5	29.3	5.1	4.9
性別	男	170	21.2	2.4	20.0	2.4	7.1	17.1	14.1	25.3	17.6	22.9	22.9	3.5	3.5	9.4
	女	207	14.0	7.7	18.8	4.3	2.9	16.9	16.4	11.1	6.8	12.6	35.3	6.8	6.3	5.8
年齢	20代	19	31.6	15.8	21.1	5.3	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	5.3	26.3	0.0	15.8	0.0
	30代	24	25.0	25.0	8.3	4.2	16.7	4.2	20.8	16.7	12.5	12.5	29.2	0.0	0.0	0.0
	40代	43	9.3	4.7	9.3	4.7	4.7	7.0	27.9	11.6	9.3	14.0	34.9	0.0	7.0	2.3
	50代	49	14.3	8.2	24.5	8.2	8.2	14.3	16.3	22.4	10.2	32.7	24.5	8.2	4.1	0.0
	60代	79	21.5	5.1	21.5	2.5	5.1	25.3	20.3	27.8	22.8	27.8	21.5	2.5	5.1	3.8
	70代	89	19.1	1.1	28.1	2.2	2.2	21.3	9.0	19.1	7.9	13.5	30.3	4.5	2.2	12.4
	80歳以上	80	12.5	0.0	17.5	1.3	2.5	18.8	8.8	8.8	8.8	8.8	37.5	12.5	6.3	16.3

資料:令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

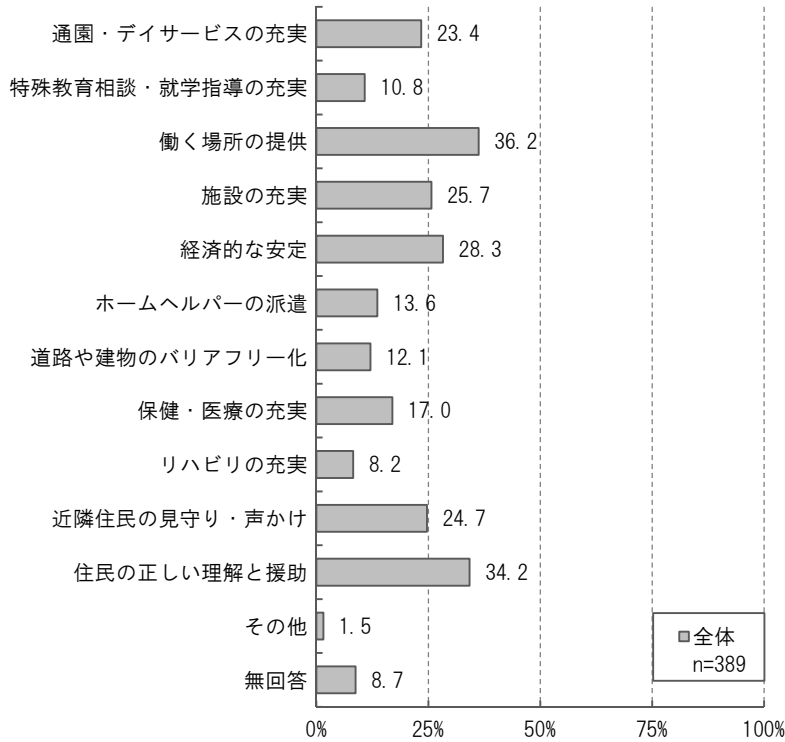
課題

今後、人口減少やさらなる高齢化の進行に伴い、高齢者・障がい者・生活困窮者等、支援を必要とする方の増加が想定されます。たとえば、元気な高齢者が積極的に地域活動に参加できるような活動のきっかけづくり、活動をやめた方への声かけ、共生意識を高める啓発活動等、活動を支援する側の積極的な働きかけや地域活動のリーダーとなる人材の育成が必要となります。

(3) 障がい者（児）の生活について

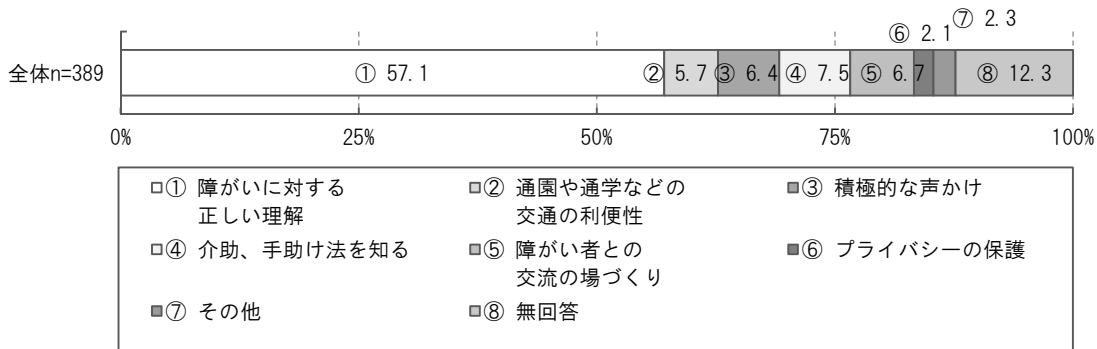
障がいがあっても不自由なく暮らせるために必要なことをみると、「働く場所の提供」(36.2%) が最も高く、次いで「住民の正しい理解と援助」(34.2%)、「経済的な安定」(28.3%)、「施設の充実」(25.7%) となっています。

図 どんな人でも不自由なく暮らせるために必要なこと(複数回答)



障がい者の社会参加、地域生活移行のために最も重要なことをみると、「障がいに対する正しい理解」(57.1%) が最も高くなっています。

図 障がい者の社会参加、地域生活移行のために最も重要と思われること



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

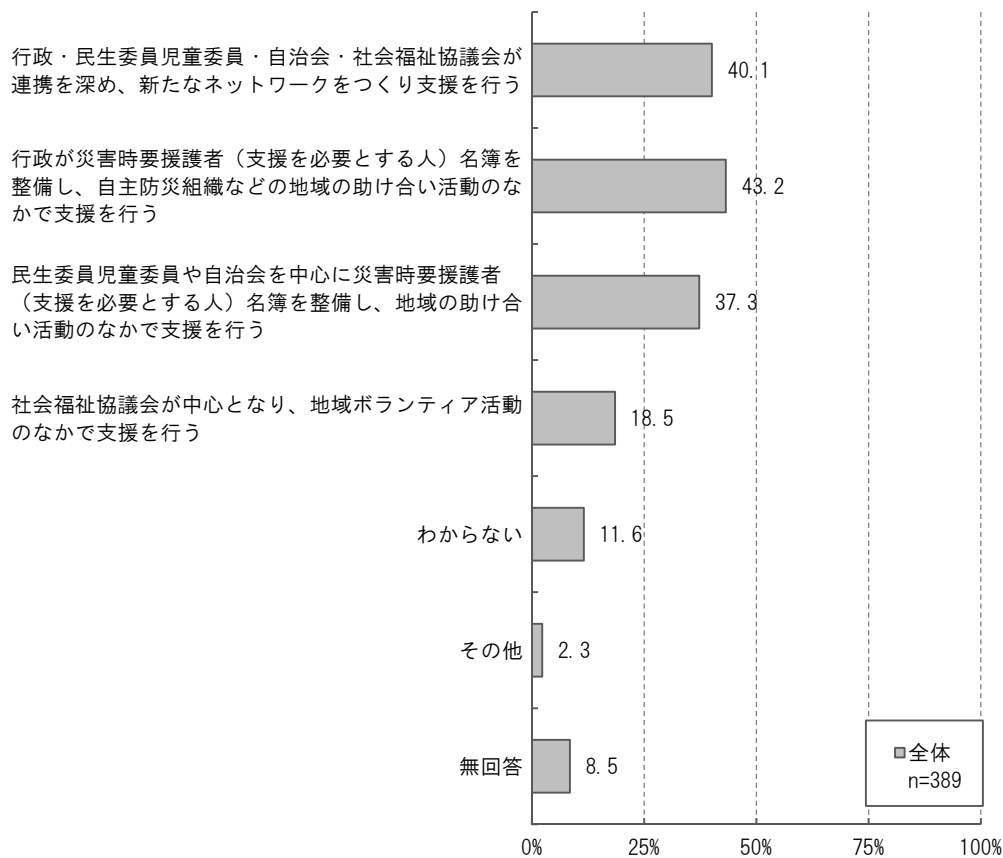
* 課題 *

障がい者（児）への差別や偏見をなくすには、障がいについての正しい知識と理解が必要となるため、知る機会を設けるとともに地域で見守る体制をさらに推進していく必要があります。

(4) 災害について

要援護者支援を行うための体制についてみると、「行政が災害時要援護者（支援を必要とする人）名簿を整備し、自主防災組織等の地域の助け合い活動のなかで支援を行う」（43.2%）、「行政・民生委員児童委員・自治会・社会福祉協議会が連携を深め、新たなネットワークをつくり支援を行う」（40.1%）、「民生委員児童委員や自治会を中心に災害時要援護者（支援を必要とする人）名簿を整備し、地域の助け合い活動のなかで支援を行う」（37.3%）となっています。

図 災害時や緊急時の要援護者支援を行うための体制（複数回答）



資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

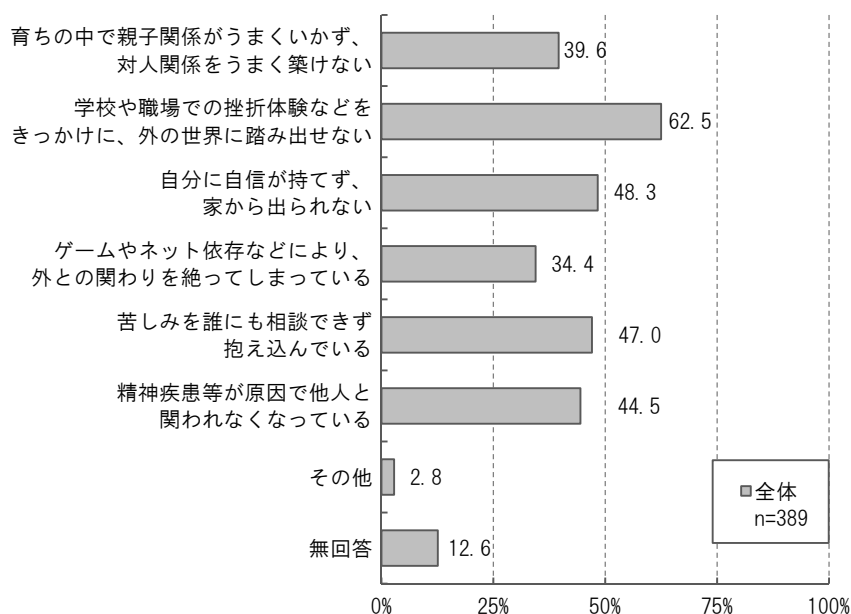
課題

昨今の異常気象等の影響で防災・災害についての関心が高まる中、要支援者にどのような支援が必要なのか、自分に何ができるのか、互いに助け合える地域づくりが求められます。

(5) ひきこもり※について

ひきこもりに関する認識についてみると、「学校や職場での挫折体験等をきっかけに、外の世界に踏み出せない」(62.5%)が最も高く、次いで「自分に自信が持てず、家から出られない」(48.3%)、「苦しみを誰にも相談できず抱え込んでいる」(47.0%)となっています。

図 ひきこもりに関する認識(複数回答)



※ひきこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことです。1人でならコンビニや映画鑑賞等に行けるような方でも、家族以外の他人との交流がなければ、ひきこもりと判断されます。

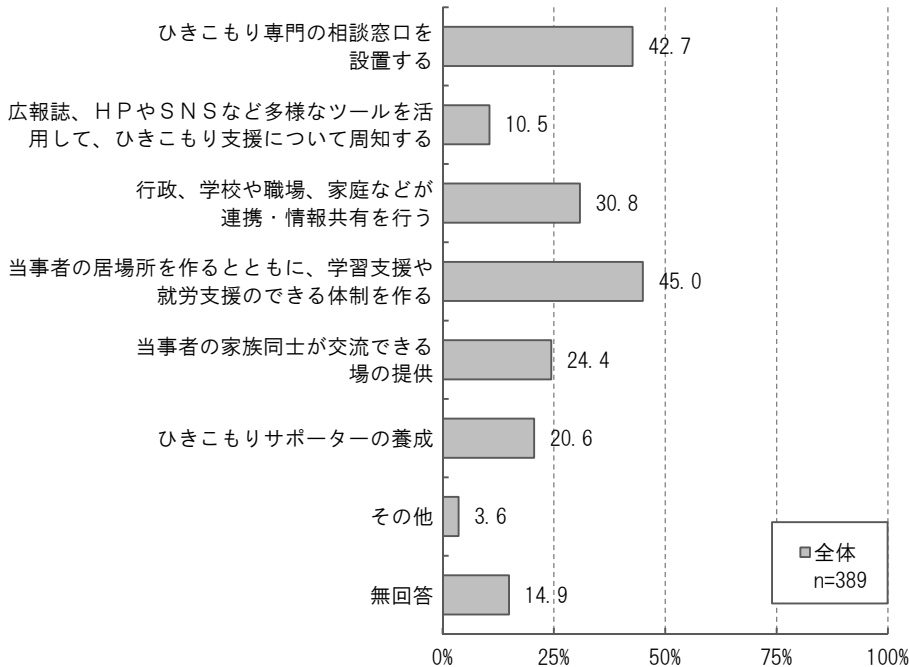
資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

* 課題 *

ひきこもりについては、当事者の高齢化・長期化等、深刻な問題となっています。また、ひきこもりについての間違った解釈は、当事者やその家族をさらに苦しめる結果にもなりうるものです。家庭内の問題であることから、支援の方法やアプローチの仕方については難しいところもありますが、既存の専門窓口への誘導や相談窓口の拡充、居場所づくり等、時間をかけてじっくりと支援していくことが必要です。

当事者やその家族に対してどのような支援が必要かについてみると、「当事者の居場所を作るとともに、学習支援や就労支援のできる体制を作る」(45.0%)、「ひきこもり専門の相談窓口を設置する」(42.7%)となっています。

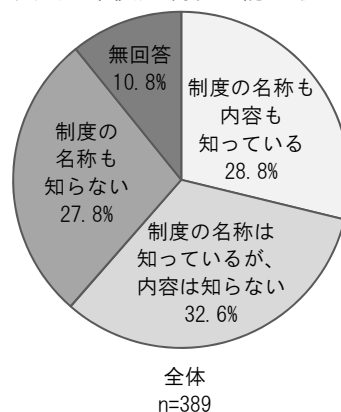
図 ひきこもり当事者や家族に対して必要だと思う支援



(6) 成年後見制度*について

成年後見制度の認知状況についてみると、「制度の名称も内容も知っている」(28.8%)となっています。一方、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」(32.6%)、「制度の名称も知らない」(27.8%)を合わせると約6割となっています。

図 成年後見制度の認知状況

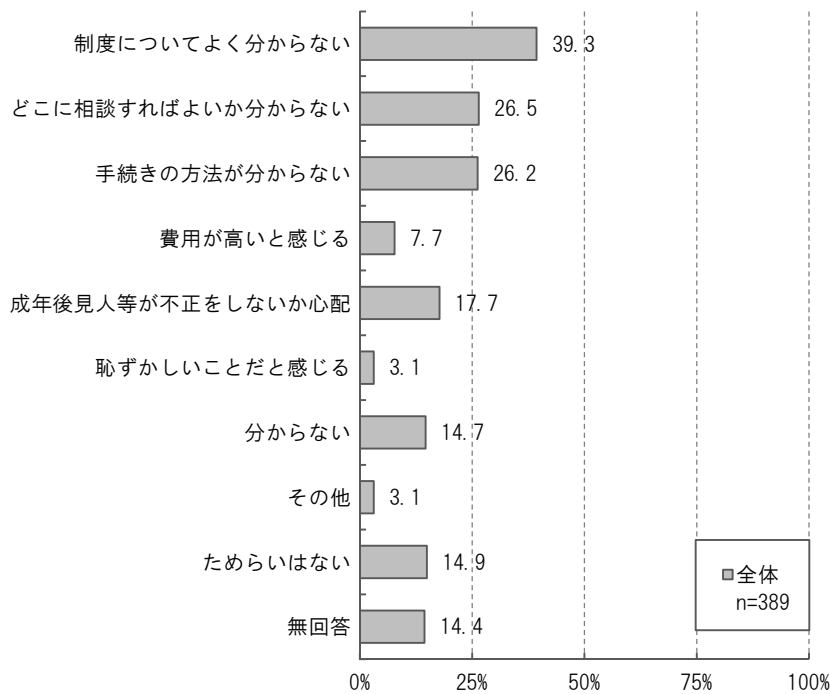


*成年後見制度とは、認知症や知的または精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の日常生活を成年後見人等が支援する制度です。成年後見人等は財産管理や契約の代理等を行うことで、本人の権利を保護します。

資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

成年後見制度の利用をためらう理由をみると、「制度についてよくわからない」(39.3%)が最も多く、次いで「どこに相談すればよいか分からない」(26.5%)、「手続きの方法が分からない」(26.2%)となっています。

図 成年後見制度の利用をためらう理由



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

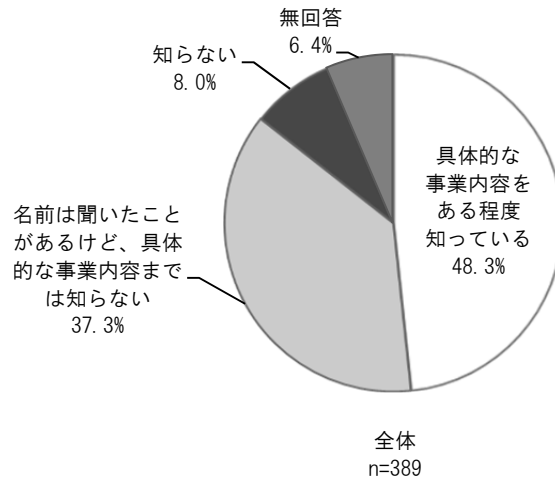
*** 課題 ***

成年後見制度については、制度についての認知度が低く、住民に浸透していないため利用も進んでいないことがうかがえます。制度について情報発信を積極的に行う等、認知度を高めていく必要があります。

(7) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会の認知度についてみると、「具体的な事業内容がある程度知っている」(48.3%)が最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるけど、具体的な事業内容までは知らない」(37.3%)、「知らない」(8.0%)となっています。

図 社会福祉協議会の認知度



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

社会福祉協議会の事業として認知度の高い事業をみると、「サンホームでのイベント」(82.0%)、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金」(80.5%)、「サンホーム七宗デイサービスセンター」(77.6%)、「福祉バスの運行」(77.4%)、「ふくしまつり」(75.3%)となっています。一方、認知度が低い事業は、「安心電話紹介」(18.8%)、「緊急医療情報キットの配布」(18.5%)、「生活福祉資金貸付事業」(16.7%)となっています。

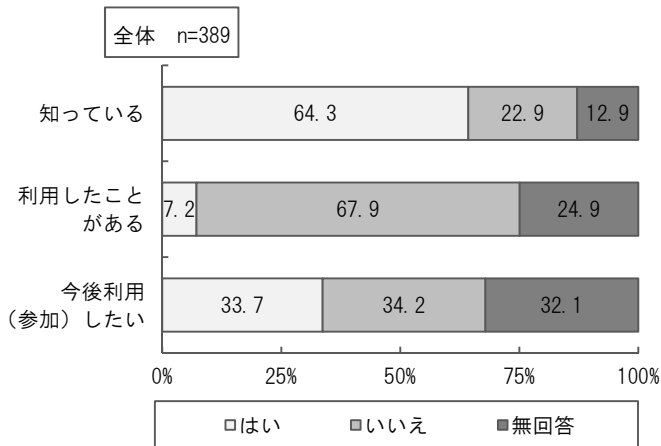
利用状況を見ると、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金(募金活動)」(42.2%)、「サンホームでのイベント(敬老会、ふくしまつり)」(33.7%)、「ふくしまつり(年1度のイベント)」(32.1%)、「みんなのふくしの発行(広報誌)」(24.4%)、

今後利用したい事業をみると、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金」(38.6%)、「福祉機器の無料貸出サービス」(37.8%)、「サンホームでのイベント」「移送サービス」(各37.3%)、「福祉バス運行」(36.8%)等、15の事業で3割を超えています。

図 社会福祉協議会各事業の認知度・利用状況・利用意向

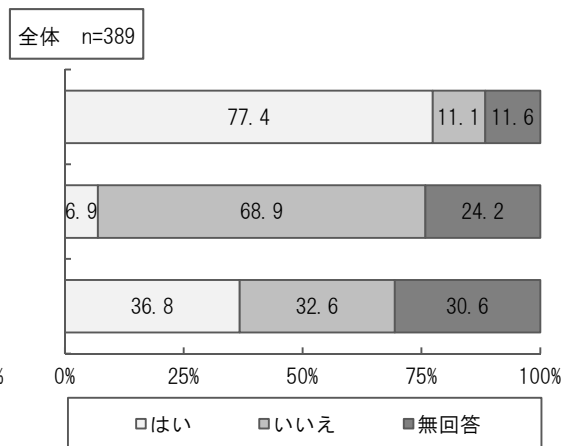
おいでよサンホーム事業

(サンホーム利用時のバス利用の助成)

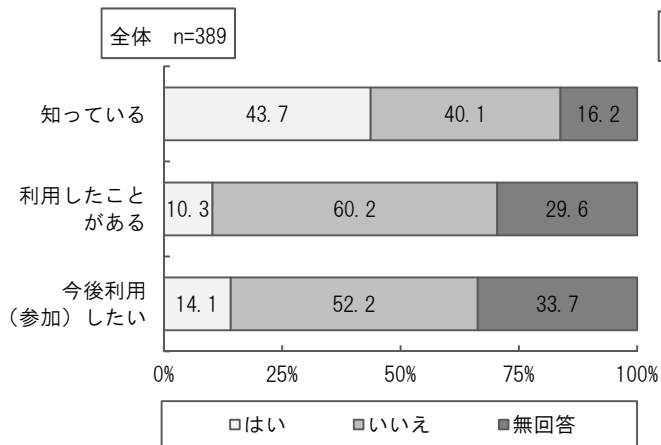


福祉バス運行

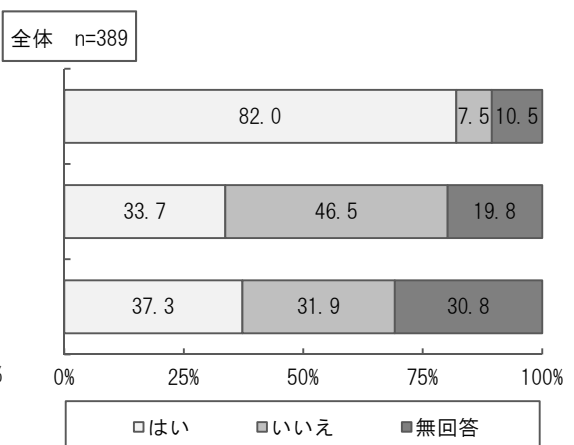
(福祉バスの運行管理、町委託事業)



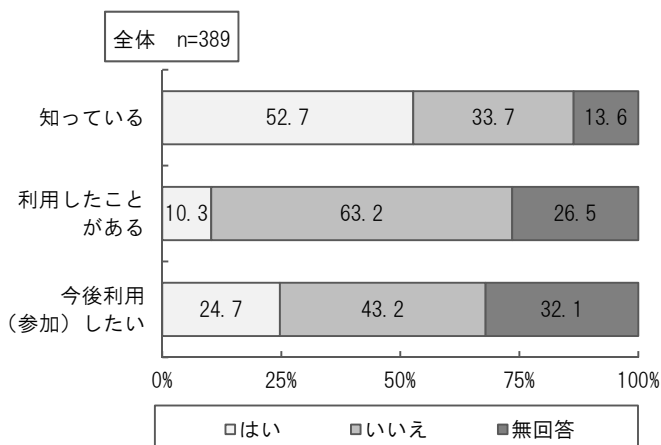
子供向けイベント(ます釣り大会、クリスマス会)
(子どもを対象にしたイベント)



サンホームでのイベント(敬老会、ふくしまつり)
(敬老会、ふくしまつりの開催)

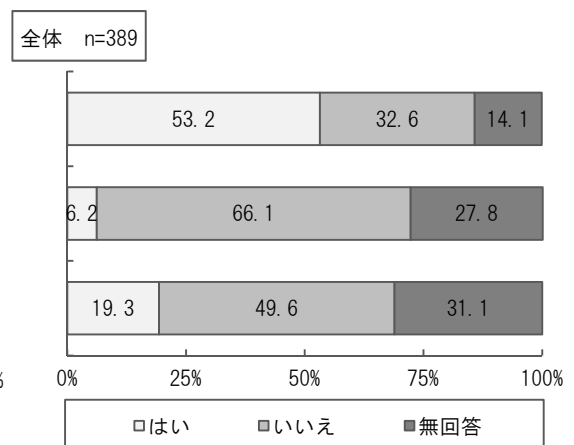


地域住民向けのイベント(福祉講演会、お菓子作り)
(地域住民を対象にしたイベント)



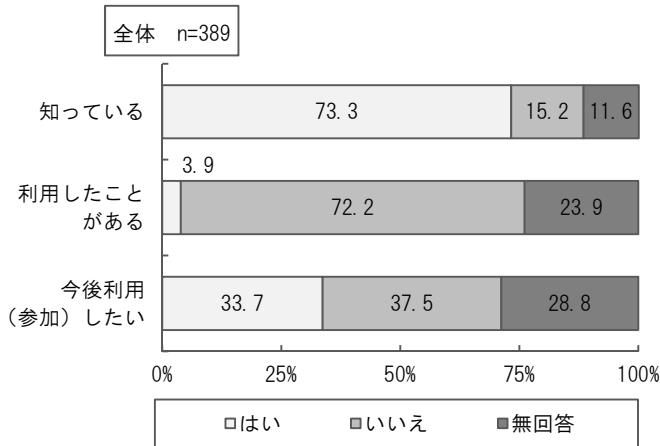
さんさんサロン

(毎月サンホーム七宗で開催のサロン活動)



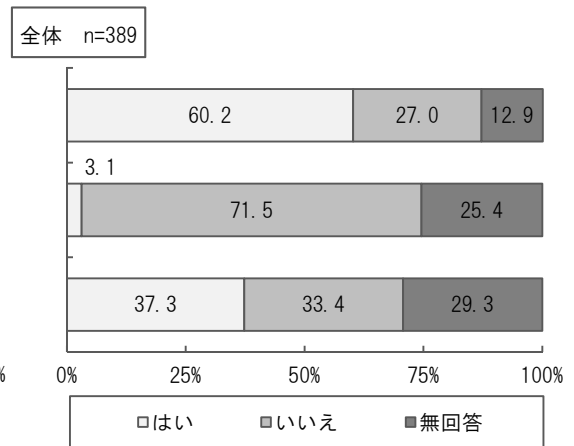
買い物支援バス運行

(買い物支援の車両の運行)



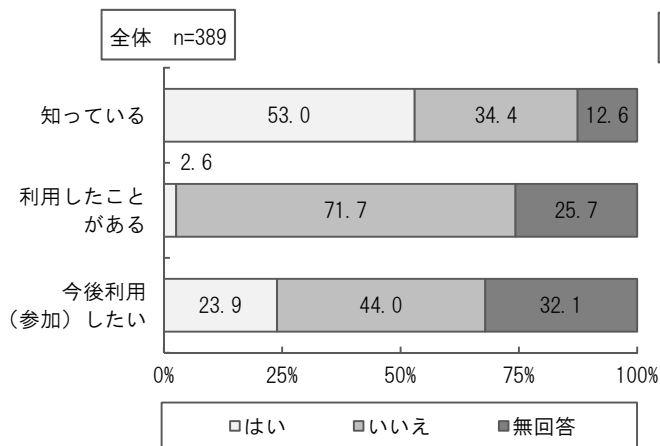
移送サービス

(病院や公共施設への送迎)



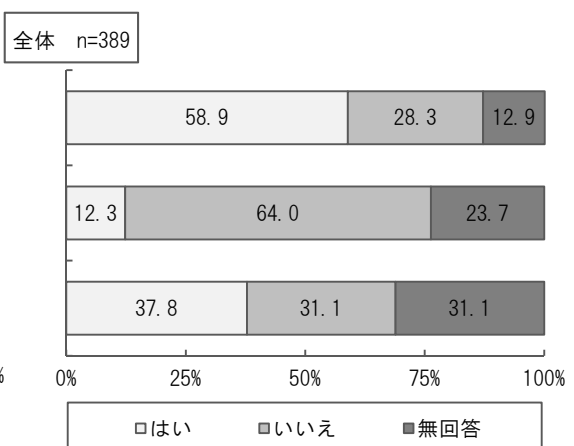
ふれあい型給食サービス配食

(高齢者世帯への給食の配布/月2回)



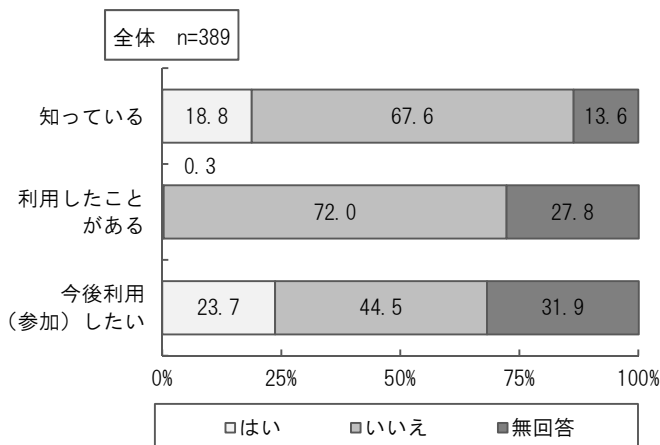
福祉機器の無料貸出サービス

(ベッド、車イス等の無料貸出)

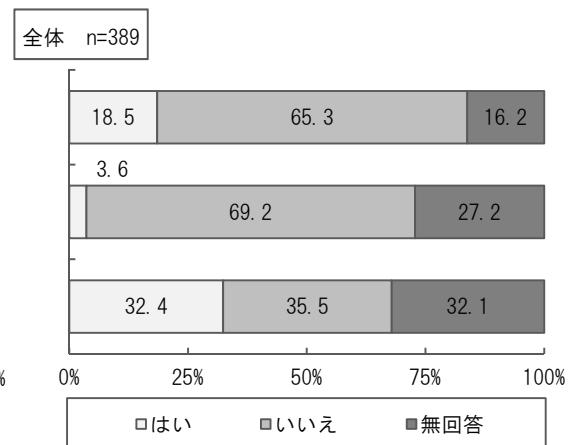


安心電話紹介

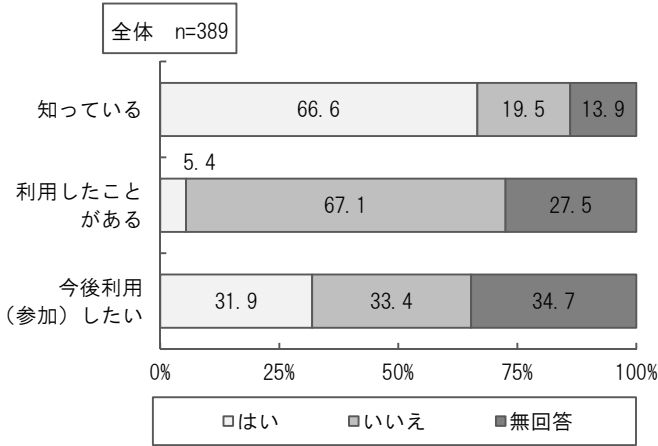
(独居高齢者世帯対象の安心電話紹介、配置手配)



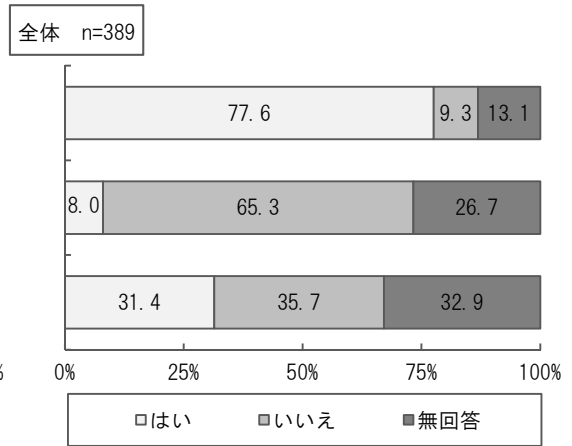
緊急医療情報キットの配布(高齢者、障がい者の方々へ緊急キットの配布)



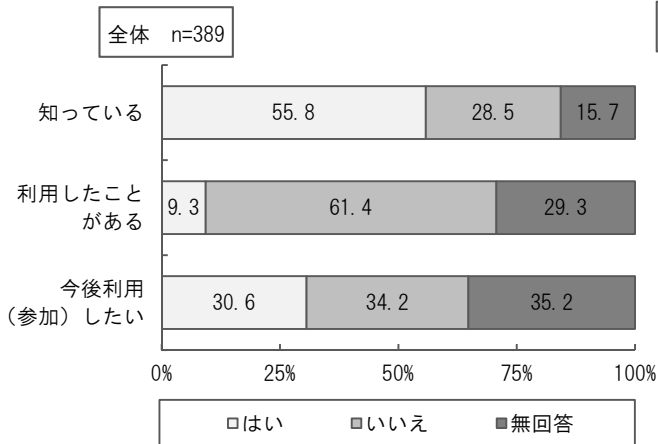
七宗町ホームヘルプ事業所
(訪問介護事業/ヘルパー派遣)



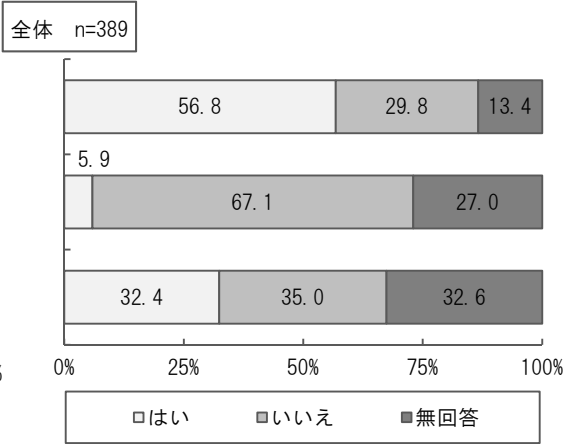
サンホーム七宗デイサービスセンター
(通所介護事業/デイサービス)



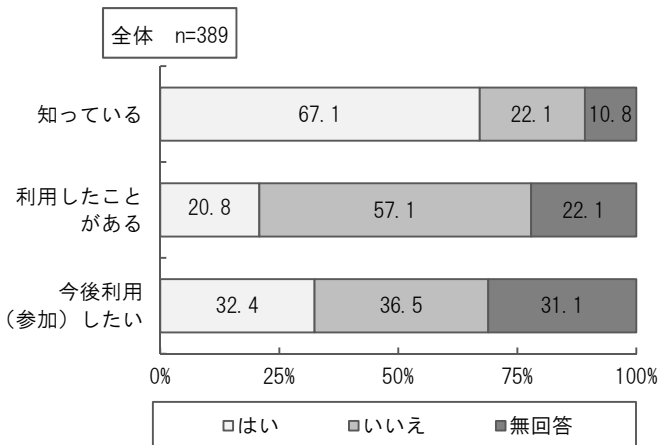
サンホーム七宗居宅介護支援事業所
(居宅介護支援事業/ケアプラン作成等)



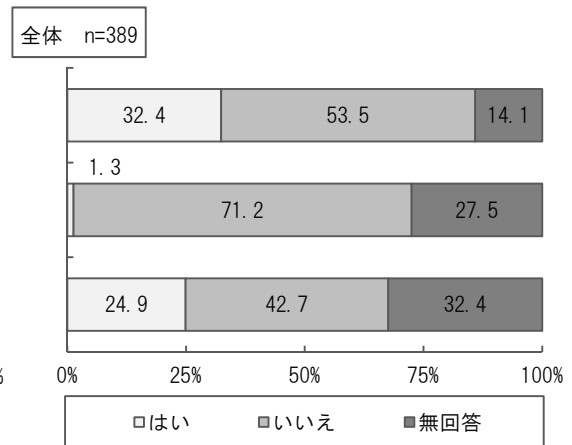
福祉委員の安否確認活動 (福祉委員さんによる独居高齢者、高齢者世帯の見守り活動)



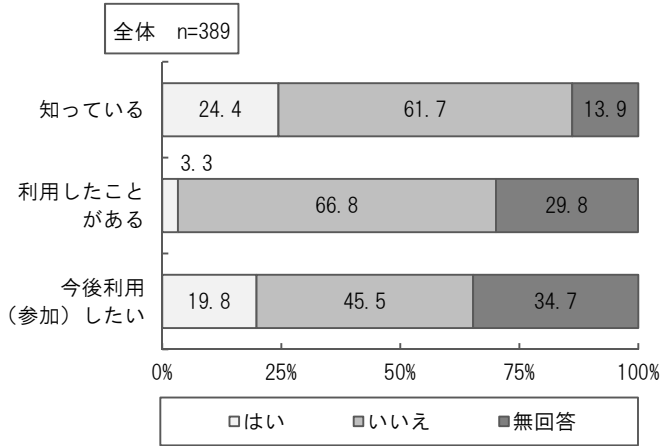
地域茶話会 (共同募金事業、地域の公民館を活用したサロン、町内全地区で開催)



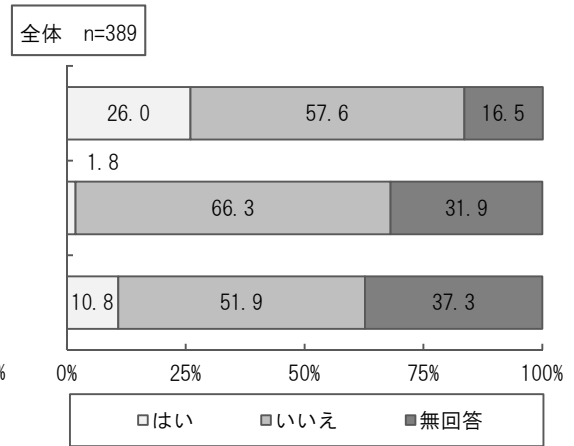
ちょこっとサポーター (要支援世帯へのちょっとしたお助け)



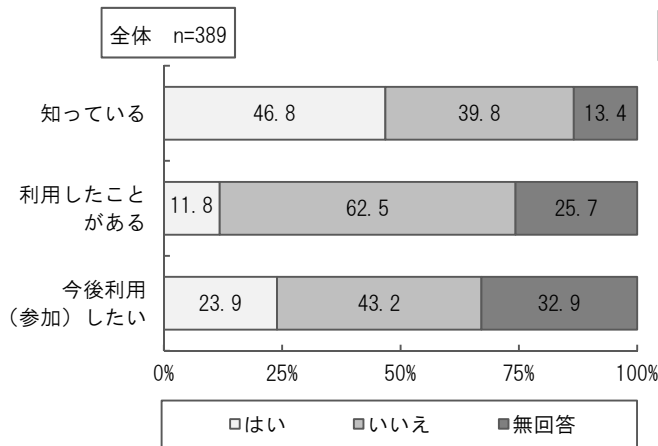
ボランティア活動保険の加入助成
(ボランティア活動保険の助成)



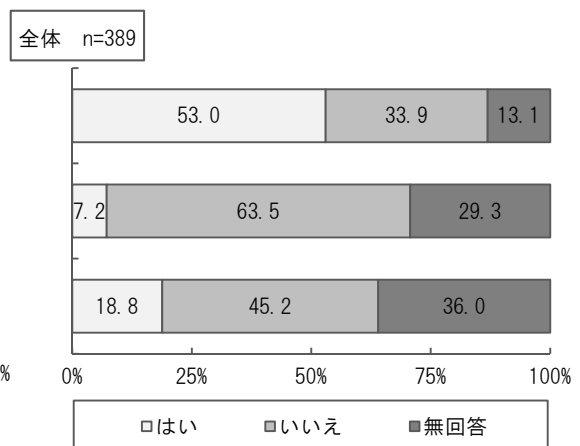
一日ボランティア体験、ワークキャンプの実施
(小中学生を対象にしたボランティア体験)



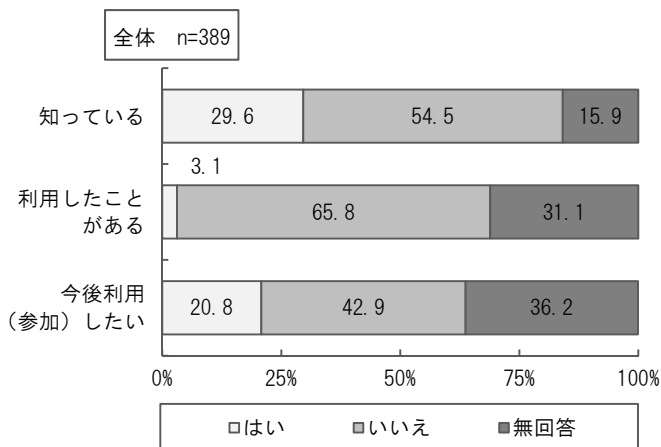
ふれあいいいききサロンの活動支援
(各地区でのサロン開催の支援)



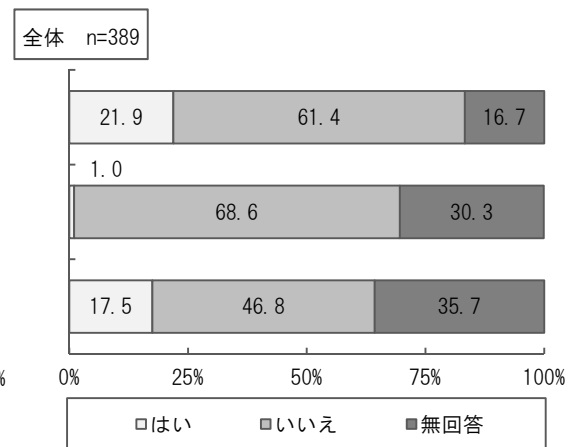
日赤奉仕団の活動支援
(日本赤十字社活動の支援)



日常生活自立支援事業
(日常生活福祉サービスの利用援助)

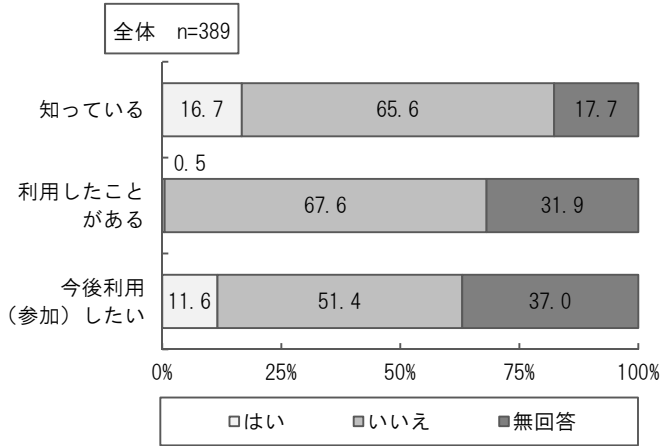


生活困窮者自立支援事業
(低所得者への自立の援助)

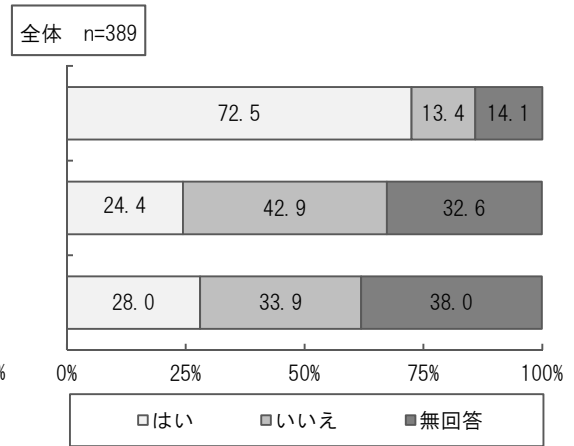


生活福祉資金貸付事業

(低所得者を対象にした貸付)

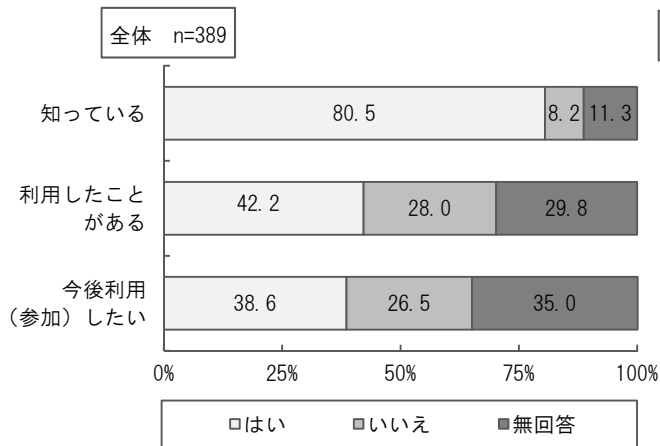


みんなのふくしの発行 (広報誌)



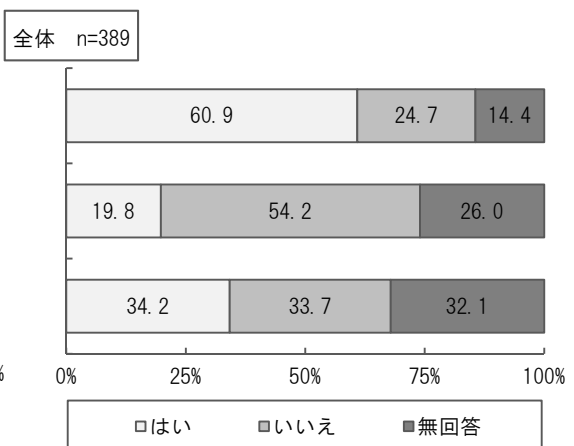
赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

(募金活動)

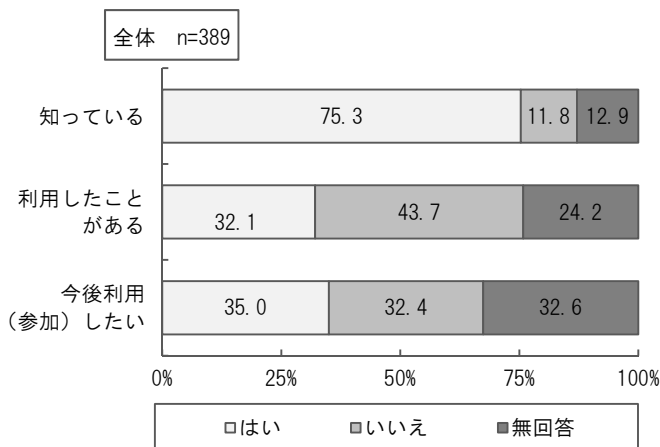


サンホーム七宗の利用 (部屋、カラオケ、

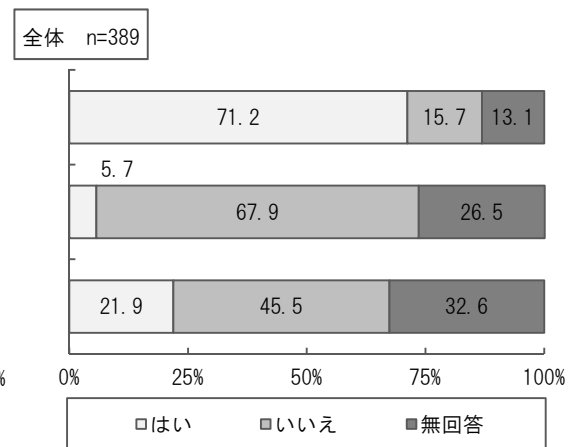
マッサージ機などの無料利用)



ふくしまつり (年1度のイベント)



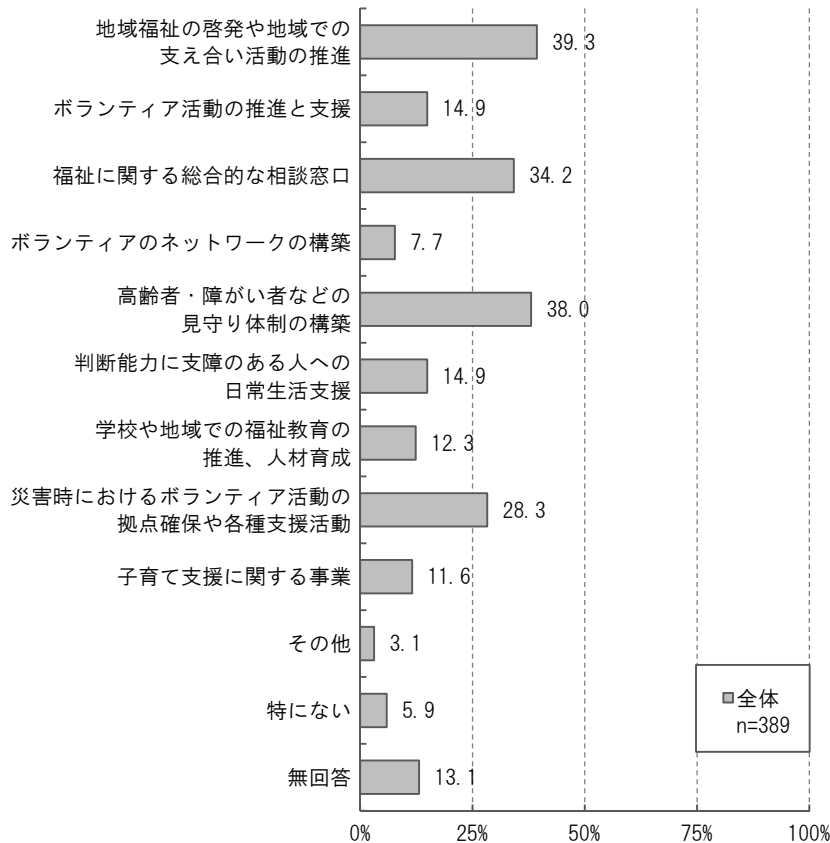
無料法律相談 (弁護士による無料相談)



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

社会福祉協議会に期待することについてみると、「地域福祉の啓発や地域での支え合い活動の推進」(39.3%)、「高齢者・障がい者等の見守り体制の構築」(38.0%)、「福祉に関する総合的な相談窓口」(34.2%)、「災害時におけるボランティア活動の拠点確保や各種支援活動」(28.3%)となっています。

図 社会福祉協議会に期待すること(複数回答)



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

課題

社会福祉協議会は地域福祉に関わるさまざまな事業を展開していることから、住民の身近な存在になっていると見受けられます。地域福祉についての啓発や支え合い、高齢者や障がい者等の見守りや、ボランティア活動の拠点としての役割が期待されています。実施事業については、認知度・利用度・利用意向度によってばらつきがみられることから、認知度や利用度の低い事業については、さらなる情報発信が必要です。

3 前計画の事業実績評価

基本目標ごとに実績評価を行った結果を下記にまとめました。

達成度	
A	事業拡充（施策内容に記載されている内容よりも、さらに拡充されている、進んでいる）
B	横ばい継続（施策内容に記載されている内容を推進している、継続している）
C	停滞・未実施（施策内容に記載されている内容の実施が遅れている、実施していない）

基本目標 1 住民が互いに助けあうまちづくりの推進

（1）小地域福祉活動の推進

事業名	事業内容	結果達成度
1	福祉懇談会の開催	C
2	小地域ネットワーク活動の推進	B
3	ふれあいサロン 地域茶話会	B
4	地区福祉委員会(仮称) の設置の推進	C
5	福祉委員活動の強化	B

（2）関係機関・団体等との連携強化

事業名	事業内容	結果達成度
1	民生委員児童委員との連携	B
2	【民生委員・福祉委員等連絡会議】 福祉委員研修会や福祉委員・民生委員児童委員連絡協議会等、情報を共有できる機会を設定します。	B
	【町内各企業、機関等へ機関誌の配布】 町内各企業、商工会、JA、等々の各企業・諸団体に対し、地域福祉推進の共通理解を深めるため機関誌の送付を行います。	C

基本目標2 住民が安心して暮らせる福祉サービスの充実

(1) 福祉ニーズの把握

事業名		事業内容	結果達成度
1	福祉ニーズ把握活動の推進	地域の福祉委員は、福祉ニーズ把握のアンテナとしての役割を担っています。また、民生委員を通じて安否確認ノートの提出を行ったり、研修会等を行い、活動の活性化に努めます。	B
2	住民主体による福祉ニーズ把握活動の推進	地域福祉懇談会等を定期的に行うよう努めます。	C
3	ふれあい訪問活動	事務局内職員自らが地域に出て、独居高齢者・高齢者世帯宅への訪問活動を通じて福祉ニーズの把握に努めます。	B

(2) 在宅福祉サービスの充実

事業名		事業内容	結果達成度
1	ホームヘルプサービス(訪問介護)の拡充	要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービス提供の充実に努めます。また、重度要介護者を対象とした夜間・早朝等の巡回サービスについて、今後利用希望やニーズを捉えつつ、必要に応じて対応を検討します。さらに、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、特定疾患の患者等が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルプサービスの充実に努めます。	B
2	ガイドヘルプサービスの実施	身体障がい者等の外出時に移動の介助等、付き添いを行うガイドヘルプサービスを実施します。	C
3	デイサービス(通所介護)の拡充	要介護者の心身機能の維持、向上、介護者の負担軽減をはかるために、機能訓練や体調に合わせた入浴サービス等の提供等を行います。	B
4	訪問入浴サービスの推進 ⇒令和元年度にて廃止	デイサービスを利用できない利用者等に対して、訪問入浴サービスを実施します。	C
5	居宅介護支援サービスの充実	要介護状態にある方に対して、介護支援専門員によるケアプランを提供します。また、町や地域の保健・医療・福祉サービスと連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。	B
6	ふれあい型食事サービスの推進	75歳以上の独居老人、80歳以上の高齢者夫婦世帯等・高齢者のみの世帯を対象に、月2回程度のふれあい型食事サービスを行います。	B
7	生活支援型配食サービスの推進	町の委託事業として、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯等で、疾病等の理由により調理に支障をきたすようになった高齢者や障がい者等に対して、特別食を週5回、一日一食の配食サービスを行います。	B
8	福祉機器の無料貸し出しサービスの推進	ベッド、車いす、歩行器、電動三輪を貸し出します。また、必要に応じて機器の補充を検討していきます。さらに、安心電話のPRも努めていきます。	B

事業名		事業内容	結果達成度
9	移送サービスの推進	寝たきりの高齢者や重度の障がい者等の医療機関への通院、福祉施設や町機関の利用等の際の移送を行います。	B

(3) サービスの質の向上

事業名		事業内容	結果達成度
1	職員の研修等の推進	年間を通して県等の関係機関が行う各種の専門研修会等への参加や職場内研修等を行い、資質の向上に取り組みます。	B
2	サービス利用者の満足度調査の実施	介護保険指定事業者情報公表の基準に沿って、年2回程度実施します。	B
3	サービス評価委員会の設置	現在、サービスの評価やサービス利用者からの不満や苦情を受け付けるため、苦情解決第三者委員を設置しています。また、サービスの評価、不満や苦情の受け付け、実情調査、改善指導等を行えるよう、サービス利用者やその家族代表、住民代表、民生委員児童委員代表、学識経験者ら第三者委員によるサービス評価委員会(仮称)の設置に努めます。	C
4	介護保険居宅サービス指定事業者連絡会の設置	事業者の連携によるサービスの質の向上をはかるため、本町において介護保険居宅サービス事業を行っているすべての事業者に呼びかけ、居宅サービスの不満や苦情処理、質の高いサービスの提供をはかるための介護保険居宅サービス指定事業者連絡会(仮称)の設置を町と連携して検討します。	C

基本目標3 高齢者や障がい者の自立支援・生きがいつくりの推進

(1) 当事者の組織化推進と活動の支援

事業名		事業内容	結果達成度
1	敬老会の開催の支援	毎年サンホーム七宗を会場に、77歳以上の高齢者を対象にした敬老会を開催します。	B
2	介護者の集いの開催と介護者の会の組織化	家庭にて家族を介護する方を対象とした慰安会を年1回実施し、介護による心身の疲労を癒すとともに、介護者相互の交流をはかります。	B
3	独居老人の慰安会の開催と独居老人の組織化	独居老人を対象に、年に1回の日帰り旅行を実施し、孤独感の解消、仲間づくりを行います。	B
4	身体障がい者福祉協会の活動支援	身体障がい者福祉会へ助成しています。また、大会や役員等の研修会等への支援も行っています。当事者活動としては、重度障がい者やその家族のニーズが十分に発現され、障がいのある人が生き生きと暮らせるまちにするための有力な当事者組織として、一層の支援に努めます。	B
5	知的障がい児・者とその家族の会の組織化推進	知的障がい児・者の保護者による「七宗町障がい(児)者親の会」への活動支援や、福祉だよりにてPR活動の支援等を行います。	B
6	親子教室保護者会活動への支援	ことばの遅れ等がある子どもの療育機関「親子教室」に通う子どもの保護者で組織する親の会に対し、活動の支援を行います。	B
7	精神障がい者とその家族の会の組織化推進	精神障がい者とその家族の会の組織化に努めます。	C
8	母子寡婦福祉会の活動支援 ⇒令和元年度にて廃止	母子寡婦の会にて、サンホーム七宗清掃ボランティア等の活動を行います。	C
9	戦没者遺族会への支援	戦没者遺族会への助成金の給付や戦没者追悼式の開催支援を行います。	B

(2) 介護予防の推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	ふれあいサロン 地域茶話会事業の推進	全地区にてサロン活動を行い、閉じこもり予防・介護予防等を実施するとともに、地域の拠点作りを推進します。	B
2	さんさんサロン事業の推進	自宅に閉じこもりがちになる高齢者が気軽に外出し、趣味活動や仲間との交流等を通して閉じこもりを予防し、生きがいつくり、介護予防をはかります。(サンホーム七宗にて月1回程度実施)	B
3	ふれあいいきいきサロンの推進	高齢者等の閉じこもり予防等を目的として、集会所等を利用したサロンを開催します。(3地区で月1回程度、区長、民生委員、福祉委員、ボランティア等によって運営)	B

七宗町社会福祉協議会

事業名		事業内容	結果達成度
4	高齢者、障がい児・者等との文化・学習・スポーツ等交流の促進	高齢者、障がい児・者等が社会参加し自己実現をはかるとともに地域住民との交流の場として、文化(囲碁、将棋、麻雀等の交流の場)、学習、スポーツ等の活動の機会を設け、社会参加や地域住民との交流の促進に努めます。	B
5	生活福祉資金貸付事業の推進	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等で、自立した生活を営むために必要な更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金等を、主に民生委員が申請窓口になり町社会福祉協議会を経由して貸付します。	B
6	生活困窮者及び被災者救済事業の実施	火事・自然災害等の被災者世帯に対して、見舞金等の給付を行います。	C
7	歳末たすけあい援護事業の実施	独居高齢者宅へおせち料理配布や要介護者への介護用品配布を実施します。	B
8	共同募金配分事業の実施	共同募金の配分金によって、独居老人慰安会事業、地域茶話会事業、福祉委員活動事業、母子父子家庭日帰り旅行事業、母子父子家庭激励事業、介護者慰安会、ふくしまつり事業を実施します。	B
9	福祉バス運行事業	町営バス路線で各集落のすべてを網羅することはできないことから、町営バス路線がない集落の住民の足として、福祉バスを週4日、2路線運行します。 (運行事業は町より委託)	B

(3) 障がい者自立支援の推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	通所小規模授産施設設置の推進	知的障がい者、精神障がい者等が地域社会の一員として自立をめざし、地域の中で安心して暮らせるために、町とも連携して通所小規模授産施設の設置を検討します。	C
2	障がい者ふれあい事業の推進	身体障害者手帳4級以上の方々を対象にして、年に1回、日帰り旅行を町社協の主催で実施します。	B
3	高齢者、障がい児・者等との文化・学習・スポーツ等交流の促進(再掲)	高齢者、障がい児・者等が社会参加し自己実現をはかる機会として、また地域住民との交流の場として、文化(囲碁、将棋、麻雀等の交流の場)、学習、スポーツ等の活動の機会を設け、社会参加や地域住民との交流の促進に努めます。	B

(4) 児童の健全育成・子育て支援の推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	親子教室事業の推進	ことばの遅れ等がある子どものための「親子教室」にて幼児学童へのきめ細かい指導を行います。また、各小学校・保育園への訪問活動や各行事における集団指導、相談会の実施、ケース会議の参加、保護者との個別懇談会等を実施します。	B
2	母子・父子等家庭の激励	ひとり親家庭等の子どもに対して中学卒業時に図書券を贈ります。	B

事業名		事業内容	結果達成度
3	子育てヘルプ事業の推進	乳児や障がい児等をもつ家庭で一時的に保育ができない場合に、家事援助等を行う子育て支援事業を、ホームヘルパーの派遣や住民参加型事業として実施できるよう努めます。	C
4	子育て支援相談員の設置	主任児童委員、保育士資格者等を子育て支援相談員に委嘱し、心配ごと相談等での相談事業に対応できるよう努めます。	C
5	関係機関・団体等との連携強化	児童の健全育成や子育て支援に取り組む関係機関・団体との連携を強化し、定期的な会議、情報交換等を行って共同事業の企画・実施等に努めます。	C
6	母子・父子家庭日帰り旅行事業	母子・父子世帯の親睦交流をはかるため、親子ふれあい日帰り旅行の実施を継続します。	B

(5) 安心・安全のまちづくり推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	住宅改造・改修相談の実施	町内の建築士会、建築業団体と連携して、定期的な住宅改造・改修相談事業を実施できるよう検討します。また、改造・改修資金として生活福祉資金の活用等がはかれるようにPRに努めます。	C
2	災害時の小地域協力体制の確立	災害時に地域住民相互による迅速な救援活動を行えるよう、小地域ごとに救援協力体制の整備を検討します。	C
3	認知症高齢者等見守り体制の確立	認知症高齢者等の徘徊による事故を防止するため、小地域ごとの認知症高齢者等見守り体制のネットワークづくりを、地区懇談会等を通じ検討します。	C

基本目標 4 誰もが安心してサービスを利用できる

仕組みづくりの推進

(1) 暮らしの総合相談活動の推進

事業名		事業内容	結果 達成度
1	総合相談窓口の設置	電話相談等常時相談を受け付ける体制を設置し、総合相談窓口として周知をはかります。	C
2	心配ごと相談・無料法律相談	心配ごと相談は、民生委員児童委員によって年6回、無料法律相談を年6回行います。	B

(2) サービスの苦情処理、日常生活自立支援事業の推進

事業名		事業内容	結果 達成度
1	サービス評価委員会の設置(再掲)	サービスの評価やサービス利用者からの不満や苦情を受け付けるため、苦情解決第三者委員を設置します。今後は、サービスの評価、不満や苦情を受け付けます。また、実情調査、改善指導等を行えるよう、第三者委員によるサービス評価委員会(仮称)の設置に努めます。	B
2	お客様相談窓口と苦情解決責任者の設置	町社協事業に対する苦情等に対応するお客様相談窓口を設置し、苦情等の迅速な解決に努めます。	B
3	日常生活自立支援事業の推進	個人の尊厳と利用者の意思を尊重し、福祉サービスの利用手順や金銭管理等を援助するため、日常生活自立支援事業を実施します。 また、独居高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう積極的なPR活動に努めます。	B

基本目標5 住民の参加による福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉教育の推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	福祉懇談会の開催(再掲)	地域の福祉課題を再認識し、住民同士の助けあいの意識を培う場として、社会福祉協議会主催の地区懇談会を実施します。	C
2	福祉教室・ボランティア教室の開催	広報でのPRをはかるとともに、学校等にて出前福祉教室、ボランティア教室を開催します。	B
3	ボランティア体験事業の実施	一般の町民を対象に、広報にて随時募集を行い、本町デイサービスセンターや近隣の施設等でのボランティア体験事業を定期的の実施できるよう努めています。今後は、PRの一層の強化をはかっていきます。	B
4	ふるさとまつり等でのPR活動の推進	ふるさとまつり等イベントの場を活用し、共同募金活動を実施します。	B
5	福祉協力校指定事業の推進	町内の二つの小学校、二つの中学校の児童・生徒が、体験学習や夏休み等でのボランティア活動等を行います。	B
6	福祉協力校の連絡会の設置	教育委員会が連絡会を実施しているため、一緒に進めていくことを検討していきます。	C
7	ワークキャンプの実施	町内の中学生を対象に近隣の特別養護老人ホームでの介護体験や高齢者との交流を目的としたワークキャンプを実施します。(さわやかナーシング川辺にて川辺町社会福祉協議会と合同で3日間実施)	B
8	一日ボランティア体験の実施	小・中学校の夏休みを利用して小・中学生の一日ボランティア体験を行います。	B

(2) ボランティア活動の推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	ボランティアセンターの設置	情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修等、活動の活性化をはかるため、ボランティアセンターとしての機能強化を推進します。	B
2	福祉教室・ボランティア教室の開催(再掲)	広報でのPRをはかるとともに、学校等にて出前福祉教室、ボランティア教室を開催します。	B
3	目的別ボランティアの養成	活動目的別ボランティアの募集を検討します。	B
4	ジュニアボランティアの養成	保育所での保育補助、デイサービスセンターでの話し相手や介助補助等を行うジュニアボランティア(中学・高校生等)を育成します。	C
5	シルバーボランティアの養成	高齢者を対象としたボランティアへの登録斡旋を行います。	B
6	ボランティアリーダー・アドバイザーの養成	既存のボランティアグループリーダーを対象にリーダー研修を実施し、グループの活動の活性化をはかります。	C

事業名		事業内容	結果達成度
7	ボランティア連絡会の設置	ボランティア活動を行っている団体に助成金を交付し、活動助成を行います。(11団体)	C
8	ボランティア活動拠点の確保	サンホーム七宗を、活動の拠点として大いに活用できるように努めます。	C
9	災害ボランティアの育成	災害ボランティア研修の実施や災害ボランティア登録に取り組み、災害ボランティアの育成をはかります。	C
10	赤十字社活動への協力	日赤社資の募集事業、災害時の炊き出し訓練の実施等、日赤救護活動の支援を行います。	B

(3) NPO等への支援と協働

事業名		事業内容	結果達成度
1	NPO・住民参加型団体等との連携	ふくしまつりの運営等で連携するとともに常に連携した活動を推進できるよう、継続的に取り組みます。(町内NPO 1法人)	C
2	NPO法人設置・運営への支援	NPOの新たな設立に向けての協力、運営面での支援等について、PRの強化をはかるとともに、方策の検討を行います。	C

(4) 情報提供の充実

事業名		事業内容	結果達成度
1	広報誌の充実	町社協の広報誌「みんなのふくし」を、年6回発行します。	B
2	各種「たより」の発行	広報誌「みんなのふくし」内にボランティア情報誌「ボランティア広場」を掲載し、ボランティアセンターや各ボランティア団体、住民見守り活動等の住民サイドの活動情報等を提供します。	B
3	ホームページの開設	町社協ホームページにて、町社協の理念・役割、社協事業等の紹介、サービス利用方法等の紹介を行います。	C
4	福祉情報コーナーの開設	サンホーム七宗に、福祉関係図書・資料・ビデオ等の福祉情報コーナーを設置し、一般町民への閲覧と貸し出し等も行います。	C

基本目標6 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 地域福祉推進

事業名	事業内容	結果達成度	
1	計画的経営の推進	短・中・長期的経営計画を策定し、安定的な経営に努めます。	C
2	会員・会費の拡大と会員意識の向上	会員制度の理解をはかり、会員・会費拡大に向けて、住民の意識向上に努めます。 また、広報誌等や各種イベントの開催等を通じて町社協活動や会員・会費制度をPRします。	B
3	情報公開の推進	社協機関誌において事業報告並びに決算報告を行います。	B
4	広域的連携の推進	加茂郡内や美濃加茂市等の社会福祉協議会との連携をはかるため、役員・事務局長、専門員等各々のレベルで年に1～2回程度の連絡会に参加します。	B
5	地域福祉センターの管理	毎月、何らかの催し物を企画して、町民の方に親しんでいただくよう努めます。	B

(2) 社会福祉協議会組織体制の強化

事業名	事業内容	結果達成度	
1	組織体制の再編成	町社協をめぐる新たな経営課題への対応が求められており、将来的に法人経営部門、地域福祉活動推進部門、福祉サービス利用支援部門、在宅福祉サービス部門の大きく4つの事業部門への再編成を検討します。	C
2	担当理事制の導入	現在の町社協の組織体制は、ボランティア部門・地域福祉部門・介護保険部門の3つの部会を設け、それぞれの担当理事、担当職員で構成されています。今後とも、サービス事業者としての健全な事業経営を維持するとともに、より専門性の高い社協組織を築くために、社協組織体制の再編成にあわせた理事の役割と責任を明確にする担当理事制を継続していきます。	B
3	会員代表等役員・評議員の選任	理事、評議員委嘱に関する規程に基づき、会員(一般会員や団体会員)代表、サービス利用者代表、ボランティア代表等を役員・評議員に各々選任しています。	B
4	役員、評議員研修の強化	役員、評議員には、より広い見識と高い経営能力、地域福祉推進の強い意志が求められることから、年1回の研修を実施し、資質の向上に努めます。	B
5	職員の専門性の強化	職場内研修や各々担当業務に伴う研修への参加を行い、職員一人ひとりの専門性資質の向上に努めます。	B
6	人事交流の推進	職員の見識を広め、あるいは専門性を高めるために、町や他市町村社会福祉協議会等との人事交流を検討します。	C
7	事業評価制度・人事考課制度等導入の検討	県社会福祉協議会や町とも連携して、事業評価制度の導入を検討します。	C

事業名		事業内容	結果達成度
8	OA化とIT化の推進	有益な経営情報や事務の効率化や事業の迅速化をはかるためパソコンの導入を早期から進めてきており、平成21年度には事務局内にLANネットワークを導入しました。今後とも積極的なOA化とIT化を推進します。	B

(3) 財源の確保

事業名		事業内容	結果達成度
1	公益事業財源としての在宅サービス事業収入の確保	自主財源の割合を高める努力が大きな課題となっている中、在宅サービス事業、通所介護事業、居宅介護支援事業の3つの介護保険事業において、サービスの質を上げつつ、加算部分を加え財源確保に努めています。介護保険サービスについては、収益を他の公益事業に充当することができるため、効率的で効果的な事業運営を行うことで貴重な自主財源ともなります。そこで、町社協が事業者として、“介護の社会化=地域福祉の推進”という介護保険法の理念に基づくニーズの掘り起こしを行い、より質が高く利用者の満足度も高いサービスを効率的に提供できるように努めるとともに、自主財源の有力な収益源として育成していきます。	B
2	会費・寄付金の拡大	町社協が民間の立場で地域福祉を推進する地域の中核的団体であることを広く町民に理解していただき、その活動への参加と協働をはかるため、今後とも一層、会費や寄付金の拡大に取り組み、町社協の自主財源の確保に努めます。	B
3	町委託事業の推進	町とも連携して町事業の積極的な委託を受け、地域福祉の推進と適正な事業財源の確保に努めます。	B
4	共同募金の推進	共同募金の使途や意義等のPRに努め、一般世帯はもちろん、法人や職域・団体等の募金の拡大に努めます。	B

(4) 計画の推進

事業名		事業内容	結果達成度
1	計画の広報	本計画の内容を町社協広報誌等を通じて、町民や関係機関・団体等へ情報発信を推進します。	B



第3章

計画の考え方と方向性

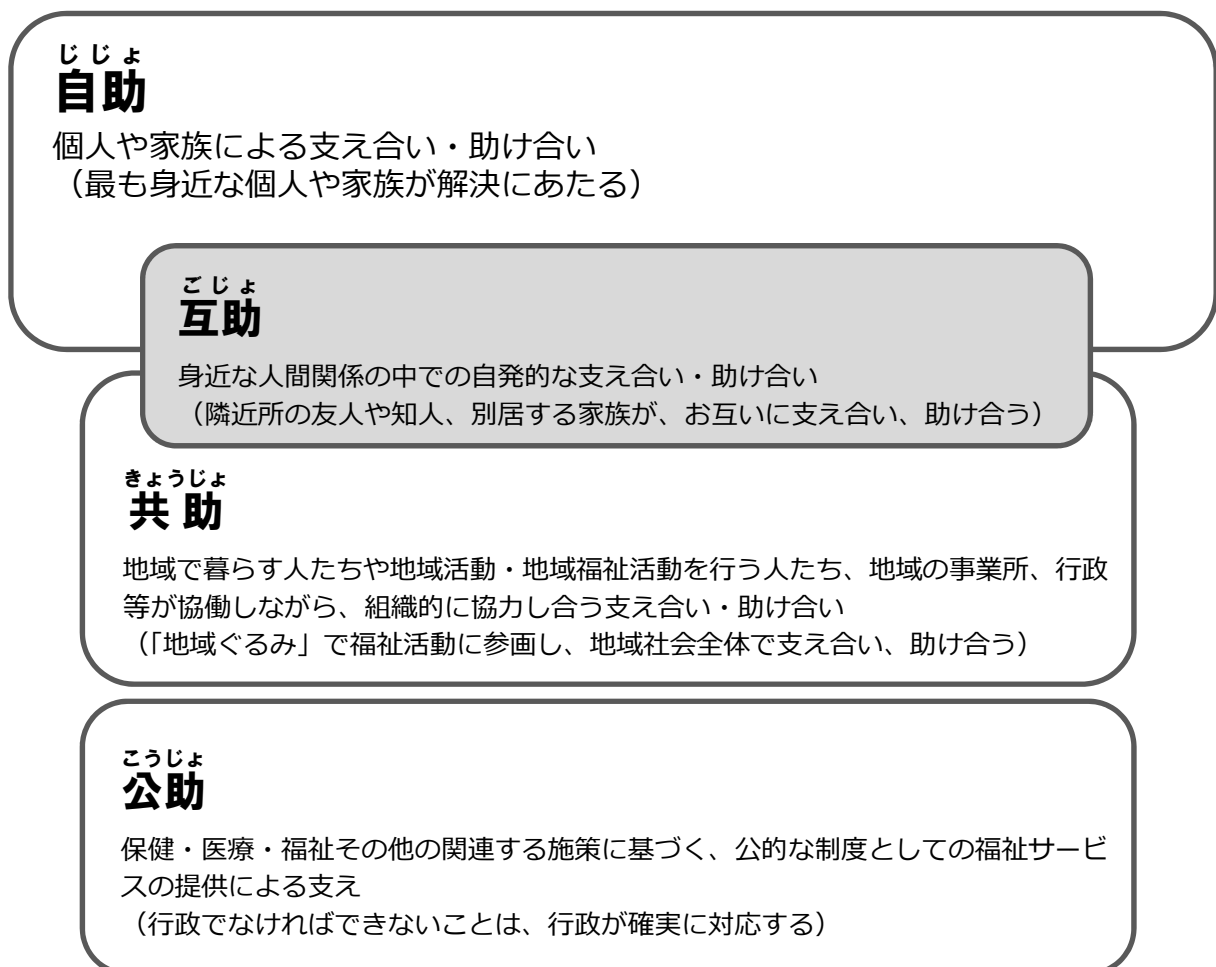
第3章 計画の考え方と方向性

1 計画の基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、地域福祉における「相互扶助」の考えが重要となります。地域福祉を推進するためには、住民、各種団体、社協、町等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要です。

以上のことから、次の4つの視点を組み合わせ、具体的な取組を検討するものです。

図表 自助・互助・共助・公助の視点イメージ



2 基本目標と基本方針

基本目標

基本目標

町民一人ひとりが自立し、みんなで築く安心して暮らせる福祉の町「七宗」をめざします



基本理念

気づき、つながる、支え合いの社協

基本方針

地域の課題解決はみんなの力(地域力)を合わせて進めていくことが求められ、その課題把握解決方法の企画立案、社会資源の組織化等の活動を計画的・体系的に行い、七宗町社会福祉協議会地域福祉活動計画を推進します。



七宗町地域福祉活動計画「3つの具体的な目標」

目標1:互いに支え合う
きずなづくり

地域とのつながり、ボランティア活動の新しい展開をはかる

目標2:見守り、支え合いのつながりづくり

見守り、支え合いのネットワークづくり

目標3:いつまでも安心して暮らせるまちづくり

総合相談支援体制、災害支援体制づくり



第4章

計画の具体的な取組

第4章 計画の具体的な取組

1 具体的な目標の取組

(1) 目標1 互いに支え合うきずなづくり

地域とのつながり、ボランティア活動の新しい展開をはかる


目標1「互いに支え合うきずなづくり」において、地域の福祉課題に対し、住民はそれぞれの立場でさまざまな活動に取り組んでおられますが、お互いの情報や活動内容、福祉課題を共有する場がない状況です。

そこで、地域とのつながりづくりをより充実させるため、地域の公民館、集会場等公共施設を有効活用し、地域における福祉課題の洗い出しとその共有、解決策の検討及び学習等を行う場として「地域福祉懇談会」や「地域における福祉ミーティング」を行い、情報を得る必要があります。意見交換の中で、地域住民の福祉意識を高め、地域における活動参加の動機付けを行い、さらには多様化する地域課題の支援対策として、新しいボランティア活動のニーズを抽出し、将来的には自主的に定期開催、活動ができるような側面的支援を行います。地域の問題は地域で解決できるよう「地域力」を高め、地域住民との関係性の構築をはかることが必要と考えます。

① 高齢者や障がい者との交流の場を通じたつながりづくり



地域における福祉課題を住民同士で考え、また助けあいの意識を育てるため、高齢者や障がい者との交流の場を設け、居場所づくり・仲間づくりを進めます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
福祉懇談会の開催	地域の福祉課題を再認識し、住民同士の助けあいの意識を培う場として、社会福祉協議会主催の地区懇談会を実施します。	検討 見直し	実施	→ 継続		
ふれあいサロン 地域茶話会	町社協自ら地域に出向き、集会所等においてサロン活動を全地区で行います。	→ 継続				
敬老会の開催の 支援	毎年サンホーム七宗を会場に、77歳以上の高齢者を対象にした敬老会を開催します。	→ 継続				
戦没者遺族会への 支援	戦没者遺族会への助成金の給付や戦没者追悼式の開催支援を行います。	→ 継続				
さんさんサロン 事業の推進	自宅に閉じこもりがちになる高齢者が気軽に外出し、趣味活動や仲間との交流等を通して閉じこもりを予防し、生きがいづくり、介護予防をはかります。(サンホーム七宗にて月1回程度実施)	→ 継続				

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
高齢者、障がい児・者等との文化・学習・スポーツ等交流の促進	高齢者、障がい児・者等が社会参加し自己実現をはかるとともに地域住民との交流の場として、文化(囲碁、将棋、麻雀等の交流の場)、学習、スポーツ等の活動の機会を設け、社会参加や地域住民との交流の促進に努めます。	継続 				



② 福祉教育の推進

住民の参加による福祉のまちづくりをはかるためには、次世代を担う子ども達に福祉意識を高めることが重要です。福祉体験や福祉に関する社会問題を取り上げることで、興味関心を高め、福祉を身近に捉える機会を増やしていきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
福祉協力校の連絡会の設置	教育委員会が連絡会を実施しているため、連携して行うことを検討します。	検討見直し	実施	継続 		
ワークキャンプの実施	町内の中学生を対象に近隣の特別養護老人ホームでの介護体験や高齢者との交流を目的としたワークキャンプを実施します。(さわやかナーシング川辺にて川辺町社会福祉協議会と合同で実施)	継続 				

③ ボランティア活動の推進

今後多様化する地域課題に対し、ボランティア活動は欠かせない地域資源です。ボランティアの養成や活動支援を推進するとともに、利用者との交流を通じて、地域福祉の課題や問題点に気づき、日常的な実際活動へとつながるきっかけとなるよう、働きかけを行います。


事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ボランティア体験事業の実施	一般の町民を対象に、広報にて随時募集を行い、本町デイサービスセンターや近隣の施設等でのボランティア体験事業を定期的の実施できるよう努めています。今後は、PRの一層の強化をはかっています。	継続 				
一日ボランティア体験の実施	小・中学校の夏休みを利用して小・中学生の一日ボランティア体験を行います。	継続 				

第4章 計画の具体的な取組

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ボランティア センターの設置	情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修等、活動の活性化をはかるため、ボランティアセンターとしての機能強化を推進します。	継続				
福祉教室・ ボランティア教室 の開催	広報でのPRをはかるとともに、学校等にて出前福祉教室、ボランティア教室を開催します。	継続				
目的別ボランティア の養成	活動目的別ボランティアの募集を検討します。	継続				
ジュニア ボランティアの養成	ジュニアボランティア(中学・高校生等)を育成します。	継続				
ボランティアの 養成	ボランティアの育成とボランティア登録の斡旋をします。	検討 見直し	実施	継続		
ボランティア リーダー・ アドバイザーの養成	既存のボランティアグループリーダーを対象にリーダー研修を実施し、グループの活動の活性化をはかります。	検討 見直し	実施	継続		
ボランティア 連絡会の設置	ボランティア活動を行っている団体に助成金を交付し、活動助成を行います。(4団体)	検討 見直し	実施	継続		
ボランティア 活動拠点の確保	サンホーム七宗を、活動の拠点として大いに活用できるよう努めます。	検討 見直し	実施	継続		
災害ボランティア の育成	災害ボランティア研修の実施や災害ボランティア登録に取り組み、災害ボランティアの育成をはかります。	検討 見直し	実施	継続		
福祉協力校指定事 業の推進	町内の二つの小学校、二つの中学校の児童・生徒が、体験学習や夏休み等でのボランティア活動等を行います。	継続				


④ ボランティア情報等の提供

各種広報誌を発行し、住民に対しボランティアや住民活動の情報を広く周知していきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
各種「たより」の発行	広報誌「みんなのふくし」内にボランティア情報誌「ボランティア広場」を掲載し、ボランティアセンターや各ボランティア団体、住民見守り活動等の住民サイドの活動情報等を提供します。						

⑤ NPO法人等への支援と協働

地域では、さまざまな個人や団体が、助けあいの地域づくりに向け、活動しています。その中でもNPO法人は、福祉分野においては、市町村社会福祉協議会の活動と同根ともいえることから、NPO法人や住民参加型等の活動への支援と協働を推進していきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
NPO・住民参加型団体等との連携	ふくしまつりの運営等で連携するとともに常に連携した活動を推進できるよう、継続的に取り組みます。 (町内NPO 1法人)	検討 見直し	実施			
NPO法人設置・運営への支援	NPOの新たな設立に向けての協力、運営面での支援等について、PRの強化をはかるとともに、方策の検討を行います。	検討 見直し				

(2) 目標2 見守り、支え合いのつながりづくり

見守り、支え合いのネットワークづくり

目標2「見守り、支え合いのつながりづくり」において、見守り、支え合いのネットワークの推進が地域にとって大きな課題です。本町では、民生委員・児童委員の方々が見守り活動の中心ですが、個人ボランティアの方等の参加を促しながら、住民の「互助」「共助」に基づく「見守り、支え合いのネットワーク」を拡充し、災害時の連絡体制の整備等、町全域で展開します。

① 小地域福祉活動の推進

福祉委員等地域で活動する方々の意識強化をはかり、地域の問題は地域でできるよう「地域力」を高め、地域住民との関係構築を進めます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小地域ネットワーク活動の推進	地域の福祉課題について、近隣住民による見守り活動や生活上のさまざまな支援活動を展開するため、関係機関との連携をはかりつつ、福祉委員活動、ふれあいいきいきサロン、地域茶話会といった小地域活動を推進します。	→ 継続				
地区福祉委員会(仮称)の設置の推進	民生委員児童委員、福祉委員、福寿会、町内会等住民による小地域活動の核となる、地区福祉委員会(仮称)を各地区ごとに設置できるよう努めます。	検討 見直し	実施	→ 継続		
福祉委員活動の強化	民生委員・児童委員・福祉委員の方々と連携して福祉委員の役割についての住民の一層の理解をはかるとともに、研修会等の開催に継続的に取り組み、福祉委員の意識向上をはかります。	→ 継続				
民生委員児童委員との連携	地域活動の面で常に情報を共有して町社協事業との連携をはかるため、民生委員児童委員を町社協理事として迎え、毎月の民生委員協議会への出席等を通じて連携していきます。	→ 継続				
各関係機関・団体との連携強化	【民生委員・福祉委員等連絡会議】福祉委員研修会や福祉委員・民生委員・児童委員連絡協議会等、情報を共有できる機会を設定します。	→ 継続				

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
福祉ニーズ把握活動の推進	地域の福祉委員は、福祉ニーズ把握のアンテナとしての役割を担っています。また、安否確認ノートの提出を民生委員を通じて行っています。また、研修会等を行い、活動の活性化に努めます。	継続				
認知症高齢者等見守り体制の確立	認知症高齢者等の徘徊による事故を防止するため、小地域ごとの認知症高齢者等見守り体制のネットワークづくりを、地区懇談会等を通じ検討します。	検討 見直し	実施	継続		
各関係機関・団体との連携強化	【町内各企業、機関等へ機関誌の配布】 町内各企業、商工会、JA、等々の各企業・諸団体に対し、地域福祉推進の共通理解を深めるため機関誌の送付を行います。	検討 見直し	実施	継続		
住民主体による福祉ニーズ把握活動の推進	地域福祉懇談会等を定期的に開催できるよう努めます。	検討 見直し	実施	継続		

② 高齢者、障がい者、障がい児とその家族への支援

高齢者、障がい者、障がい児とその家族に対し、訪問や交流の場等を設けることで、当事者同士の自立と相互援助等の活動を推進するとともに、組織として主体的に活動できるように支援していきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ふれあい訪問活動	事務局内職員自らが地域に出て、独居高齢者・高齢者世帯宅への訪問活動を通じて福祉ニーズの把握に努めます。	継続				
介護者の集いの開催と介護者の会の組織化	家庭にて家族を介護する方を対象とした慰安会を年1回実施し、介護による心身の疲労を癒すとともに、介護者相互の交流をはかります。	継続				
独居老人の慰安会の開催	独居老人を対象に、年に1回の日帰り旅行を実施し、孤独感の解消、仲間づくりを行います。	継続				
親子教室保護者会活動への支援	ことばの遅れ等がある子どもの療育機関「親子教室」に通う子どもの保護者で組織する親の会に対し、活動の支援を行います。	検討 見直し				

第4章 計画の具体的な取組

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
精神障がい者とその家族の会の組織化推進	精神障がい者とその家族の会の組織化に努めます。	検討 見直し	実施	継続		
日中一時支援事業	ご家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者に対し日中における活動の場を提供し見守りを行います。	継続				
身体障がい者福祉協会の活動支援	身体障がい者福祉協会へ助成しています。また、大会や役員等の研修会等への支援も行っています。当事者活動としては、重度障がい者やその家族のニーズが十分に発現され、障がい者が生き生きと暮らせるまちにするための有力な当事者組織として、一層の支援に努めます。	継続				
知的障がい児・者とその家族の会の組織化推進	知的障がい児・者の保護者による「七宗町障がい(児)者親の会」への活動支援や、福祉だよりにてPR活動の支援等を行います。	継続				

③ 介護予防の推進

高齢化の進行が予測される中、介護予防が重要となることから、積極的に推進していきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ふれあいサロン地域茶話会事業の推進	全地区にてサロン活動を行い、閉じこもり予防・介護予防等を実施するとともに、地域の拠点作りを推進します。	継続				
ふれあいいきいきサロンの推進	高齢者等の閉じこもり予防等を目的として、集会所等を利用したサロンを開催します。(12地区で月1回程度、区長、民生委員、福祉委員、ボランティア等によって運営)	継続				

④ 障がい者、障がい児の自立支援の推進

能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、積極的な支援を推進します。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
通所小規模授産施設設置の推進	知的障がい者、精神障がい者等が地域社会の一員として自立をめざし、地域の中で安心して暮らせるために、町とも連携して通所小規模授産施設の設置を検討します。	検討 見直し				
障がい者ふれあい事業の推進	身体障害者手帳4級以上の方々を対象にして、年に1回、日帰り旅行を町社協の主催で実施します。	→ 継続				

⑤ 擁護事業の実施

助けあい事業を実施し、擁護事業を推進します。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
被災者救済事業の実施	火事・自然災害等の被災者世帯に対して、見舞金等の給付を行います。	検討 見直し	実施	→ 継続		
歳末たすけあい援護事業の実施	独居高齢者宅へおせち料理配布や要介護者への介護用品配布を実施します。	→ 継続				
共同募金配分事業の実施	共同募金の配分金によって、独居老人教室事業、地域茶話会事業、福祉委員活動事業、母子父子家庭日帰り旅行事業、母子父子家庭激励事業、介護者教室、ふくしまつり事業を実施します。	→ 継続				
ふるさとまつり等でのPR活動の推進	ふるさとまつり等イベントの場を活用し、共同募金活動を実施します。	→ 継続				

⑥ 児童の健全育成・子育て支援の推進

次世代を担う子どもの健全育成をはかるとともに、女性が安心して子供を生み育てることができるまちとなるよう、地域全域で見守り支え合う子育て・親育の支援体制づくりをめざします。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
親子教室事業の推進	ことばの遅れ等がある子どものための「親子教室」にて幼児学童へのきめ細かい指導を行います。また、各小学校・保育園への訪問活動や各行事における集団指導、相談会の実施、ケース会議の参加、保護者との個別懇談会等を実施します。	検討 見直し				
母子・父子等 家庭の激励	ひとり親家庭等の子どもに対して中学卒業時に図書券を贈ります。	→ 継続				
子育てヘルプ事業の 推進	乳児や障がい児等をもつ家庭で一時的に保育ができない場合に、家事援助等を行う子育て支援事業を、ホームヘルパーの派遣や住民参加型事業として実施できるよう努めます。	検討 見直し				
子育て支援相談員の 設置	主任児童委員、保育士資格者等を子育て支援相談員に委嘱し、心配ごと相談等での相談事業に対応できるよう努めます。	検討 見直し				
関係機関・団体等との 連携強化	児童・生徒の健全育成や子育て支援に取り組む関係機関・団体との連携を強化し、定期的な会議、情報交換等を行って共同事業の企画・実施等に努めます。	検討 見直し	実施	→ 継続		
母子・父子家庭 日帰り旅行事業	母子・父子世帯の親睦交流をはかるため、親子ふれあい日帰り旅行の実施を継続します。	→ 継続				

⑦ 情報提供の充実

町社協が発行する広報誌をはじめとした地域福祉に関する情報を住民に広く周知することで、地域福祉に触れる機会が増えるよう努めていきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
広報誌の充実	町社協の広報誌「みんなのふくし」を、年6回発行します。	継続				
ホームページの開設	町社協ホームページにて、町社協の理念・役割、社協事業等の紹介、サービス利用方法等の紹介を行います。	検討 見直し	実施	継続		
福祉情報コーナーの開設	サンホーム七宗に、福祉関係図書等の福祉情報コーナーを設置し、一般町民への閲覧と貸し出し等もを行います。	検討 見直し	実施	継続		
計画の広報	本計画の内容を町社協広報誌等を通じて、町民や関係機関・団体等へ情報発信を推進します。	継続				

(3) 目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

総合相談支援体制、災害支援体制づくり

目標3「いつまでも安心して暮らせるまちづくり」において、住民の身近な相談機関である社会福祉協議会は、多様化する相談内容に対応すべく、より充実した相談支援の実現に向けて体制整備をはかります。

近年、全国では児童虐待問題、高齢者の所在不明問題、成年後見制度の周知不足、「ひきこもり」に代表される「無縁社会」といわれる状況が生じています。その無縁社会対策の基盤をつくり、就労支援機関、福祉、医療機関につなぐ支援の対策を行い、さらには災害時の支援対策の整備の充実化を行います。

① 総合相談活動の推進

多様化・複雑化する相談内容に応じるために、関係機関と連携をはかっていきます。また、相談総合窓口の周知に努めます。

事業名	事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合相談窓口の設置	電話相談等常時相談を受け付ける体制を設置し、総合相談窓口として周知をはかります。	検討見直し	実施	→ 継続		
心配ごと相談・無料法律相談	心配ごと相談は、民生委員児童委員によって年6回、無料法律相談を年6回行います。	→ 継続				
お客様相談窓口と苦情解決責任者の設置	町社協事業に対する苦情等に対応するお客様相談窓口を設置し、苦情等の迅速な解決に努めます。	→ 継続				

② 成年後見制度の整備

成年後見制度の実施に伴い、体制整備を進めていきます。

事業名	事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見制度法人後見業務	2020年4月から七宗町が中核機関となり成年後見制度を推進していくこととなり、町社協も法人後見としての役割が期待されるため、体制の整備を行う。	実施	→ 継続			

③ 生活福祉資金貸付事業の推進

低所得者の自立支援に努めていきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
生活福祉資金貸付事業の推進	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等で、自立した生活を営むために必要な更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金等を、主に民生委員が申請窓口になり町社会福祉協議会を經由して貸付します。	→ 継続				

④ 福祉サービス利用者の権利擁護

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方の財産管理や日常生活で生じる契約等の行為について不利益を被ることがないように、権利を守る活動を推進します。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
日常生活自立支援事業の推進	個人の尊厳と利用者の意思を尊重し、福祉サービスの利用手順や金銭管理等を援助するため、日常生活自立支援事業を実施します。 また、独居高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう積極的なPR活動に努めます。	→ 継続				

⑤ 災害支援体制の整備

災害時等の緊急時において、関係各所と協力連携できる体制づくりを推進するとともに、日ごろから住民同士での声掛けや見守りを行い、地域での支援体制の強化に努めていきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
災害時の小地域協力体制の確立	災害時に地域住民相互による迅速な救援活動を行えるよう、小地域ごとに救援協力体制の整備を検討します。	実施	→ 継続			
赤十字社活動への協力	日赤社資の募集事業、災害時の炊き出し訓練の実施等、日赤救護活動の支援を行います。	→ 継続				

2 福祉サービス提供体制

(1) 福祉サービス提供体制と質の向上

住民が安心して暮らしていくためには、福祉・医療等の必要なサービスが地域に整備され、それぞれが連携して機能していることが必要です。さまざまな福祉サービスを整備するとともに、質の向上に努めます。

① 在宅サービスの充実

ニーズが多様化・複雑化する中で、質・量ともにサービスの充実をはかるとともに、介護者への負担を軽減し高齢者や障がい者が安心して地域社会で暮らせるまちづくりを進めていきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ホームヘルプサービス (訪問介護)の拡充	要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、目標を設定して計画的にサービス提供の充実に努めます。さらに、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、特定疾患の患者等が、地域の中で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルプサービスの充実に努めます。	→ 継続				
同行援護の実施	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に移動の介助、付き添い等を行う同行援護を実施します。	→ 継続				
デイサービス (通所介護)の拡充	要介護者の心身機能の維持、向上、介護者の負担軽減をはかるために、機能訓練や体調に合わせた入浴サービス等の提供等を行います。	→ 継続				
居宅介護支援 サービスの充実	要介護状態にある方に対して、介護支援専門員によるケアプランを提供します。また、町や地域の保健・医療・福祉サービスと連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。	→ 継続				




事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
ふれあい型 食事サービスの 推進	80歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、月2回程度のふれあい型食事サービスを行います。	継続					➔
生活支援型 配食サービスの 推進	町の委託事業として、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯等で、疾病等の理由により調理に支障をきたすようになった高齢者や障がい者等に対して、特別食を週5回、一日一食の配食サービスを行います。	継続					➔
福祉機器の無料 貸し出しサービスの 推進	ベッド、車いす、歩行器を貸し出します。また、必要に応じて機器の補充を検討していきます。さらに、安心電話のPRも努めていきます。	継続					➔
移送サービスの 推進	高齢者や障がい者等の方々の公的機関、医療機関等への送迎を行います。	継続					➔

② 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉・保険・医療等必要なサービスが整備され、適切にサービスを利用できるための仕組みや環境づくりが必要です。サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、質の向上と内容の充実に努めます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
介護職員初任者 研修の開催	地域の介護力の向上を目的として介護職員初任者研修を町社協で開催し、修了者に受講料の一部を助成する。	新規 実施	検討 見直し				
職員の研修等の 推進	年間を通して県社協等の関係機関が行う各種の専門研修会等への参加や職場内研修等を行い、資質の向上に取り組みます。	継続					➔
職員の専門性の 強化	職場内研修や各々担当業務に伴う研修への参加を行い、職員一人ひとりの専門性資質の向上に努めます。	継続					➔
サービス利用者の 満足度調査の実施	介護保険指定事業者情報公表の基準に沿って、年1回程度実施します。	継続					➔

第4章 計画の具体的な取組

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
サービス評価委員会の設置	サービスの評価やサービス利用者からの不満や苦情を受け付けるため、苦情解決第三者委員を設置します。また、サービスの評価、不満や苦情の受け付け、実情調査、改善指導等を行えるよう、サービス利用者やその家族代表、住民代表、民生委員児童委員代表、学識経験者ら第三者委員によるサービス評価委員会(仮称)の設置に努めます。	検討 見直し	実施			
介護保険居宅サービス指定事業者連絡会の設置	事業者の連携によるサービスの質の向上をはかるため、本町において介護保険居宅サービス事業を行っているすべての事業者に呼びかけ、居宅サービスの不満や苦情処理、質の高いサービスの提供をはかるための介護保険居宅サービス指定事業者連絡会(仮称)の設置を町と連携して検討します。	検討 見直し	実施			
福祉バス運行事業	町営バス路線で各集落のすべてを網羅することはできないことから、町営バス路線がない集落の住民の足として、福祉バスを週4日、4路線運行します。(運行事業を町より委託)	検討 見直し	実施			
住宅改造・改修相談の実施	町内の建築士会、建築業団体と連携して、定期的な住宅改造・改修相談事業を実施できるよう検討します。また、改造・改修資金として生活福祉資金の活用等がはかれるようにPRに努めます。	検討 見直し				

3 社会福祉協議会の基盤強化

① 会員募集、共同募金


会員募集、共同募金に住民の自発的な参加、協力を得られるように啓発していきます。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
会員・会費の拡大 と会員意識の向上	会員制度の理解をはかり、会員・会費拡大に向けて、住民の意識向上に努めます。 また、広報誌等や各種イベントの開催等を通じて町社協活動や会員・会費制度をPRします。	継続					➔
会費・寄付金の 拡大	町社協が民間の立場で地域福祉を推進する地域の中核的団体であることを広く町民に理解していただき、その活動への参加と協働をはかるため、今後とも一層、会費や寄付金の拡大に取り組み、町社協の自主財源の確保に努めます。	継続					➔
共同募金の推進	共同募金の使途や意義等のPRに努め、一般世帯に加え、法人や職域・団体等の募金の拡大に努めます。	継続					➔

② 新たな財源確保の手段





新たな財源確保の手段を検討します。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
町委託事業の推進	町とも連携して町事業の積極的な委託を受け、地域福祉の推進と適正な事業財源の確保に努めます。	継続					➔





事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公益事業財源としての在宅サービス事業収入の確保	自主財源の割合を高める努力が大きな課題となっている中、在宅サービス事業、通所介護事業、居宅介護支援事業の3つの介護保険事業において、サービスの質を上げつつ、加算部分を加え財源確保に努めています。介護保険サービスについては、収益を他の公益事業に充当することができるため、効率的で効果的な事業運営を行うことで貴重な自主財源ともなります。そこで、町社協が事業者として、“介護の社会化=地域福祉の推進”という介護保険法の理念に基づくニーズの掘り起こしを行い、より質が高く利用者の満足度も高いサービスを効率的に提供できるように努めるとともに、自主財源の有力な収益源としていきます。	継続 				

③ 組織体制の強化

組織体制の強化をはかります。

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画的経営の推進	短・中・長期的経営計画を策定し、安定的な経営に努めます。	検討 見直し	実施	継続 		
情報公開の推進	事務局窓口、ホームページ、ふくしだよりにおいて、事業計画、予算、事業報告並びに決算報告を公開しています。	継続 				
広域的連携の推進	加茂郡内や美濃加茂市等の社会福祉協議会との連携をはかるため、役員・事務局長、専門員等各々のレベルで年に1～2回程度の連絡会に参加します。	継続 				
地域福祉センターの管理	毎月、何らかの催し物を企画して、町民の方に親しんでいただくよう努めます。	継続 				
組織体制の再編成	町社協をめぐる新たな経営課題への対応が求められており、将来的に法人経営部門、地域福祉活動推進部門、福祉サービス利用支援部門、在宅福祉サービス部門の大きく4つの事業部門への再編成を検討します。	検討 見直し				

七宗町社会福祉協議会

事業名	事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
担当理事制の導入	現在の町社協の組織体制は、ボランティア部門・地域福祉部門・介護保険部門の3つの部会を設け、それぞれの担当理事、担当職員で構成されています。今後とも、サービス事業者としての健全な事業経営を維持するとともに、より専門性の高い社協組織を築くために、町社協組織体制の再編成にあわせた理事の役割と責任を明確にする担当理事制を継続していきます。	継続 				
会員代表等役員・評議員の選任	理事、評議員委嘱に関する規程に基づき、会員（一般会員や団体会員）代表、サービス利用者代表、ボランティア代表等を役員・評議員に各々選任しています。	継続 				
役員、評議員研修の強化	役員、評議員には、より広い見識と高い経営能力、地域福祉推進の強い意志が求められることから、年1回の研修を実施し、資質の向上に努めます。	継続 				
人事交流の推進	職員の見識を広め、あるいは専門性を高めるために、町や他市町村社会福祉協議会等との人事交流を検討します。	検討 見直し				
IT化の推進	機器やツール、インターネットを活用して業務の効率化をはかります。	検討 見直し	実施	継続 		



第5章

計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知をはかり、地域における主体的な活動を促進します。

2 進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、役場庁内関係各課をはじめ各種団体・関係機関等と連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善をはかります。

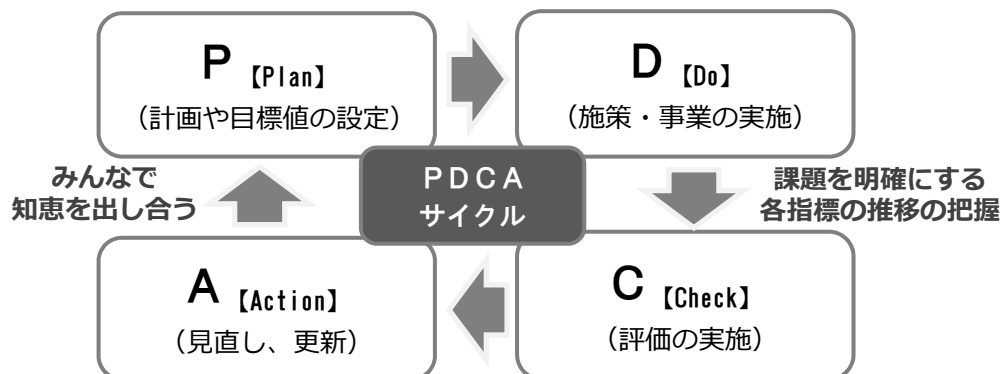
(2) 計画の評価と見直し

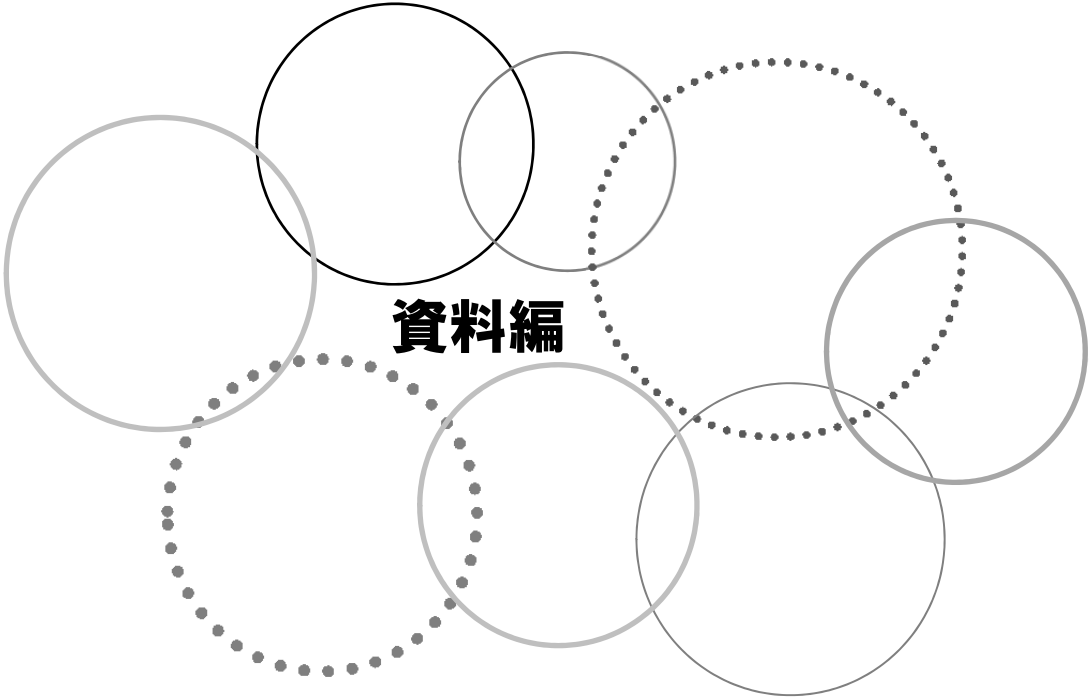
本計画は、令和2年度を初年度とする5か年計画であることから、最終年度である令和6年度には最終評価と見直しを行います。

各指標の推移やサービスの利用実績等を用いて、施策・事業の有効性について毎年度検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

また、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画の目標の1つです。

図 進行管理のPDCAサイクルのイメージ





資料編

資料編

1 七宗町社会福祉協議会の概要

(1) 委員会設置要綱

七宗社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 七宗町社会福祉協議会（以下「社協」という）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）は、七宗町における地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

(組織)

第2条 委員会は14名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから七宗町社協会長が委嘱する。

- (1) 住民（組織）代表者
- (2) 福祉活動団体等代表者
- (3) 民生・児童委員代表者
- (4) 福祉、保険、関係機関・施設代表者
- (5) 福祉関連機関・団体代表者
- (6) 社会福祉協議会代表者

3 委員の任期は、必要な事項の審議、検討が終了したときに終わる。

(運営)

第3条 委員に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員会を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

5 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第4条 委員会は第1条の目的を達成するため、専門の部会を設けることができる。

(1) 作業部会

2 部会は部会委員若干名で構成し、委員長が委嘱する。

3 部会に部会長1名及び副会長1名を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

5 部会は部会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席要求)

第5条 委員会または部会が必要を認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

七宗町社会福祉協議会

(庶務)

第6条 委員会の庶務は社協事務局において行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める
附則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 地域福祉活動計画策定委員名簿 (令和2年2月21現在)

(敬称略・順不同)

	氏名	所属機関・団体	役職等	備考
1	戸谷 元男	七宗町社会福祉協議会	会 長	
2	福井 千博	七宗町社会福祉協議会	副会長	委員長
3	岩田 英樹	飛騨川流域まちづくりの会	会 長	副委員長
4	福井 正敏	七宗町民生委員児童委員協議会	会 長	副委員長
5	神戸 良夫	七宗町区長会	会 長	
6	福井 一百	七宗町福寿会	会 長	
7	福井 功	七宗町シルバー人材センター	事務局長	
8	松山 和子	七宗町赤十字奉仕団	委員長	
9	渡辺 由美子	ともしび会	代 表	
10	亀山 桂児	七宗町七宗第2 保育園	園 長	
11	岩田 和夫	七宗町社会福祉協議会	副会長	
12	鈴木 圓次	七宗町社会福祉協議会	理 事	
13	上野 睦之介	七宗町社会福祉協議会	理 事	
14	上野 直子	七宗町社会福祉協議会	理 事	

・事務局

	氏名	所属機関・団体	役職等	備考
1	林 稔	七宗町役場 住民課	課 長	
2	立花 直樹	七宗町役場 住民課	福祉係長	
3	塚本 寿	七宗町社会福祉協議会	事務局長	
4	上野 恵子	七宗町社会福祉協議会	事務係長	

(3) 計画の経過

時期	内容
令和元年8月9日 ～8月30日	七宗町地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年2月21日	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉計画素案について ・地域福祉活動計画素案について
令和2年2月26日 ～3月9日	パブリックコメントの実施

七宗町社会福祉協議会 地域福祉活動計画
令和2年度～令和6年度

発行年月： 令和2年3月

発行・企画・編集： 社会福祉法人 七宗町社会福祉協議会

住 所： 〒509-0511

岐阜県加茂郡七宗町神淵10327番地1

電 話 0574-46-1294

F A X 0574-46-0007

